

## 本日の会議に付した事件

令和7年第3回山元町議会定例会（第3日目）

令和7年9月10日（水）午前10時

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

午前10時00分 開 議

議 長（菊地康彦君）ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

---

議 長（菊地康彦君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、1番竹内和彦君、2番高橋真理子君を指名します。

---

議 長（菊地康彦君）日程第2．一般質問を行います。

一般質問の質問時間は、山元町議会先例94番により40分以内とし、同96番により通告順に発言を許します。

なお、山元町議会基本条例第6条の規定により、原則一問一答です。質問は論点を整理して、通告外にわたらないよう注意してください。また、答弁は簡明にされますようお願いいたします。

---

議 長（菊地康彦君）2番高橋真理子君の質問を許します。高橋真理子君、登壇願います。

2番（高橋真理子君）はい、議長。おはようございます。2番高橋真理子でございます。

令和7年第3回山元町議会定例会におきまして、次の大綱1件、細目4件について一般質問を行います。

大綱1、空き家問題について。現在の社会情勢から今後も空き家等の増加は進むものと考えられ、大きな社会問題となっています。本町では令和6年3月に令和10年度まで計画期間の山元町空家等対策計画が策定され、今年度7月からは空き家の除去などに活用できる財政支援措置、国の空家等対策総合支援事業が活用可能となりました。空き家問題において、現在の進捗状況や今後の取組について伺います。

細目1、町の実地調査により特定空家等候補47件を抽出、その後、23件までの絞り込みを実施済みとしていますが、特定空家等候補には今後どのように対処していくのか。

細目2、空き家の利活用を促すため、富谷市では県の協力を得て講演と管理や相続などの相談会を行いました。本町でも執り行う考えはないか。

細目3、空き家の経年劣化が進む前に大郷町では町内外の不動産や建築、解体などの業者で構成し、活用を賃貸や売却、相続相談など気軽に相談できる窓口を設置し、ワン

ストップで対応しています。本町でも取り入れる考えはないか。

細目4、以前、地域おこし協力隊を空き家対策事業に採用して成果を上げている川崎町や加美町など先進事例の紹介もしてきましたが、再検討する考えはないか。

以上、大綱1件の細目4件、私の一般質問です。これまでの私の一般質問で空き家問題については何度か取り上げてまいりました。町長も重要な課題としっかり認識しておられることは十分に確認しています。昨年1月の能登半島地震では、空き家は復興の妨げになると報じられ、これまで指摘されていた治安や景観の悪化にとどまらず、災害時には倒壊で救助や復旧・復興の妨げになるとして防災面からも指摘されています。空き家問題は町民の安全安心や町の活性化、人口問題、環境問題、そのほかもろもろたくさんの社会問題と絡む大きな問題であると私は捉えています。ご回答をよろしくお願いいたします。

議長（菊地康彦君）町長橋元伸一君、登壇願います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。おはようございます。

高橋真理子議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、空き家問題についての1点目、今後の特定空家等候補への対処についてですが、特定空家等候補については空家特措法に基づき令和5年度に実地調査を実施したところ、外観調査により47件が抽出され、さらに専門家、一級建築士による立入り調査によって最終的に23件が特定空家等候補と判断されたところであります。その対処につきましては、空家特措法の規定に加え、今年7月に山元町空家等の適切な管理に関する条例を施行し、町として管理が行き届いていない空き家等への対策に取り組むことを表明したと並行して、空家特措法に基づく法定協議会である山元町空家等対策協議会において、特定空家の認定に係る判断についてご意見を伺っております。その結果、特定空家等候補23件のうち、1件について特定空家認定は妥当とのご意見を賜りましたことから、当該空き家1件を特定空家に認定し、管理者に対しその旨を通知済みであり、今後空家特措法に基づく措置を段階的に行うこととしております。具体的には、初めに助言指導を行い、改善が見られなければ勧告や命令等の措置を段階的に実施することとなりますが、その都度、法定協議会の意見を聴取することとなるため、本会議に関連予算を提案しておりますので、よろしくお願いいたします。また、その他の特定空家等候補22件については、特定空家等候補と判断されている旨の通知及び適正な管理促進に係る情報提供を行うこととしておりますので、ご承知願います。

次に2点目、空き家の利活用促進に係る講演、相談会の実施について及び3点目、空き家に関するワンストップ相談窓口の設置についてですが、関連がありますので一括してご回答いたします。

空き家問題については、自治体単独での対応が難しい面もあることから、先行自治体においては関係機関、団体等との連携による取組のほか、民間による主体的な取組も進められているものと認識しております。ご指摘にもありましたように、富谷市では県や広域社団法人全日本不動産協会宮城県本部等の協力を得て、富谷市空き家セミナーを開催していると伺っており、また、大郷町内では一般社団法人全国空き家アドバイザー協議会宮城県大郷支部が設立され、空き家の管理や処分等に関するワンストップ相談窓口を開設するなど、民間団体が主体的に地域課題である空き家問題に取り組んでいると伺っております。これらのことから、本町についても関係機関や関連民間団体等との連携

強化を模索しつつ、ご指摘のありました専門家による講演や相談の実施、民間ワンストップ窓口の設置のほか、空家特措法で新たに創設された空家等管理活用支援法人制度の活用等について、調査研究を進めてまいります。

次に4点目、空き家対策事業への地域おこし協力隊採用の再検討についてですが、現在、本町では8人の協力隊員が各方面において活動しているところであります。空き家対策等をテーマとした協力隊員については、全国の自治体において様々な活動が展開されており、一定の成果が得られていることを確認しております。町といたしましても、昨年の第4回議会定例会の一般質問でお答えいたしましたとおり、事業の導入に向けて検討を進めておりますが、具体的な募集時期は全国における先進事例を参考にしつつ、空き家バンクによる定住促進のほか、地域課題や需要に合わせた空き家等の有効活用など、幅広く柔軟な定住施策を展開できるよう募集に向けて取り組んでまいります。以上でございます。

議長（菊地康彦君）2番高橋眞理子君の再質問を許します。

2番（高橋眞理子君）はい、議長。ご回答をいただきました。それでは、私から再質問をさせていただきます。

23件の特定空家等候補には、今後どのように対処していくのかについての再質問です。少子高齢化、人口減少が進む中、今後、ますます増加されると見込まれている空き家については、国では重要視しています。国では5年ごとに調査していますが、2年前、2023年10月時点の調査結果の数、これは全国の空き家数の数は900万戸、県では14万戸と過去最多を更新していると発表されています。私はこれまで空き家や空き地問題に絡む近隣に迷惑な繁茂した雑草や樹木の問題などを重要課題の一つとして一般質問で取り上げてまいりました。本町ではこれまで空家等対策計画の策定や、法定協議会の設置、そして今年度6月議会で条例、これは山元町空家等の適切な管理に関する条例の制定も完了し、これで空き家の除却などに活用できる空家対策総合支援事業を国の空家等対策総合支援事業を活用可能な環境整備が整いました。空き家の中でも放置すれば倒壊の恐れがあって、近隣に迷惑がかかったり景観を損ねたり衛生上の問題もあるこの特定空家等候補と言われる空き家ですが、先ほどのご回答にもありました本町の実地調査により抽出したその数は47件、その後、最終的に23件を特定空家等候補とし、そしてそのうち1件を特定空家に認定されたことを確認いたしました。山元町空家等の適切な管理に関する条例が制定されましたので、今後、空家特措法に基づいて段階的に除却、除去の方向に進められるという私の解釈でよろしいのですね。町長、確認いたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。先ほどもお答えしましたとおり、空家特措法の措置に基づいて段階的に進めていきたいと思っております。

2番（高橋眞理子君）はい、議長。特定空家の管理者には通知済みとのことですが、これは助言指導などを郵送または訪問でされたのですか。お聞きいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。その進め方について担当課長からご回答させていただきます。

町民生活課長（鈴木宏幸君）はい、議長。先ほど町長からお答えいたしました管理者への通知につきましては、これはあくまで特定空家に認定した旨の通知でございます。今回の該当案件の対象の管理者につきましては、町内ではないんですが、近隣にお住まいでございますので、直接持参して、担当からお話しつつ通知を手渡しております。以上でございます。

ます。

2番（高橋眞理子君）はい、議長。先ほどのご回答で助言指導の改善が見られなければ勧告や命令など、段階的に実施していくとあり、その都度法定協議会の意見を聴取するとありましたが、改善が見られなかった場合、最終的には行政代執行による除却を行うという理解でよろしいのですね。再度確認いたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。おっしゃるとおりでございます。

2番（高橋眞理子君）はい、議長。行政代執行による除却の執行例ですが、県内ではどれぐらいあるかということをもしお分りになればお聞きいたしたいですが。

町長（橋元伸一君）はい、議長。担当課長からご回答いたします。

町民生活課長（鈴木宏幸君）はい、議長。お答えいたします。

県内の全件については、申しわけありませんが、把握しておりません。ただ、県経由で4件ほどの事例等の提供を受けておりますので、この辺り、参考にしてまいりたいと考えております。

2番（高橋眞理子君）はい、議長。今の4件と推定されると言いますか、4件という件数を聞きますと、決して多い件数ではないのかなとは私はお聞きしたところなんですけれども、これはこれから進むに当たりましていろいろと難しい困難な課題もあるのかなと思われるのですけれども、そしてその他の22件の特定空家等候補についてですけれども、判定されている旨の通知及び適正な管理促進に係る情報提供などを行うとありましたが、その方たちの現在のお住まいなんですが、今特定空家と認定された方は町外に住んでいらっしゃるようなんですけれども、町外・県外の方がということになりますか。お聞きいたします。

町民生活課長（鈴木宏幸君）はい、議長。おっしゃるとおり、町内のみならず県外、町外の方もいらっしゃるということでございます。以上です。

2番（高橋眞理子君）はい、議長。そうしますと、いろいろな最終的に除却となるように至るには相当の困難が強られるのかという予想は今ついたところなんですけれども、22件ほか22件ほぼこれは特定空家に近いのではないかなと想像されるのです。私は町外で連絡不明という所有者など、こちらはいらっしゃるんですか。お聞きいたします。

町民生活課長（鈴木宏幸君）はい、議長。今回の1件プラスその他の候補22件についてですが、現時点におきましては不明とか連絡が取れないといった案件についてはないものと認識しております。以上でございます。

2番（高橋眞理子君）はい、議長。不明の方はいらっしゃるという意味では、連絡がつくとするんですけれども、そういったときに郵送で通知、あるいは先ほどの方は訪問されたということなんですけれども、そういった方が職員の方なのか、あるいは専門家も交えてなのか。その辺のことをお聞きいたします。

町民生活課長（鈴木宏幸君）はい、議長。先ほど通知行いました特定空家1件につきましては、職員2名が直接、現在のご自宅を訪問したという形になります。実際、それ以前につきましては、本人に手渡したことが追跡できる郵送と申しますかそういった方法で考えておりましたけれども、今回の案件につきましてはたまたま近隣であったこと、以前からやりとりをしている案件であったこと等も踏まえて、ご訪問したところでございます。その他につきましては、基本的には郵送と考えておりますが、届かない場合には特定記録郵便ですとかそういった部分を活用して、書留ですとかそういった部分も活用して確認

してまいりたいと考えております。

2番（高橋眞理子君）はい、議長。そういうことで、大変でしょうけれども1件1件当たっていただきたい。当たっていただくことを望むわけです。特定空家等候補の近隣の住民の方は困っておられます。今1件が特定空家に認定した。そんなことを続けていくわけですが、優先的に進める何か条件などはありますか。お聞きいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。先ほども言いましたように、個人所有のものでそのルールにのっとってといいますか粛々と進めていくという形になると思います。

2番（高橋眞理子君）はい、議長。個人財産でもございますし、粛々と進めていくということになるのかだなどは思うんですが、近隣の方のご迷惑、あるいは町の景観であるとか衛生上の問題であるとか、大きな先ほど申し上げましたけれども、大きな問題でございますので、粛々とかつ積極的に進めていってほしいものと要望いたします。

それでは次の再質問、細目2、3に移りますが、先ほど2と3につきまして一括してのご回答を得ました。細目2の空き家の利活用を促すため、富谷市では県の協力を得て講演と管理や相続などの相談会を行った。本町でも取り入れる、執り行う考えはないですかという推定の質問なんですが、再質問ですが、山元町空家等対策計画には空き家等の有効活用などを推進し、空き家率の増加を極力抑えることに努めることを目標の一つに挙げています。空き家は誰も住まないまま管理を怠ると劣化が進むもの、早く周辺環境には進むのも早く、周辺環境にも悪影響を及ぼします。富谷市は空き家を負の財産にしないで空き家の利活用を促す市主催の講演会や相談会を、県の協力を得て開催いたしました。講演会では空き家の問題や対処法などについて県の職員が解説し、相談会では弁護士や不動産業者らが管理や売買、相続といった相談に応じたことを報道で知りました。空き家の所有者は個別に抱える問題があつて、相談内容は多岐にわたるものがあると思われまふ。本町でもこのような講演会や専門家による相談会が年に1回でも2回でも定期的で開催されることは問題解決にもつながり、これは大きな町民サービスであると思はれます。

そして、細目3の空き家の経年劣化が進む前に大郷町では町内外の不動産や建築解体などの業者で構成し、活用を賃貸や売却、相続相談など気軽に相談できる窓口を設置し、ワンストップで対応しています。そして、本町でも取り入れる考えはないですかについてなんですけれども、以前私の一般質問で空き家などのさらなる利活用を促進するため、官民連携で空き家などを利活用する取組をしている自治体の例なども述べてまいりました。自治体の多くは人手不足で優先すべきことの対応に精いっぱい、いろいろなことに手が回らない現状です。本町も同様です。官民連携は有効な手段だと考え、だからこそ私は次の細目4に挙げた地域おこし協力隊の採用を検討してはと提案するところです。地域おこし協力隊の採用については次に再質問いたします。空き家問題を抱え頭を痛めている方にとって、いろいろ気軽に相談できる窓口があるのはその方たちにとってはとても助かりますし、空き家の発生予防に関する意識の啓蒙になると考えまふ。広い意味での窓口体制整備は空き家問題対決の対策の一つになると考えまふ。先ほどのご回答で、本町でも調査研究を進めていくと前向きなお答えでありましたので、私はエールを送ります。応援いたします。令和5年、2023年12月に創設された空家等管理活用支援法人制度についても調査研究していくとのご回答でした。昨年策定された本町の空家等対策計画にも盛り込まれておりまして、空家等管理活用支援法人というこの制度は、人

口減少や高齢化が進む地方で多く実施されているようです。町長にお聞きしますが、いずれにしましても多くの方が空き家問題を抱えていること、いかにして管理が行き届かない空き家を増やさないことに町は対策を考え、重要視して取り組むべきだと考えますが、町長のお考えを再度またお聞きしたいと思います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。先ほど高橋議員がおっしゃったように、持ち主だけのことには限らず、近隣にも迷惑をかけるということもあります。空き家によっては修繕すればそのまま住めるもの、何もしなくても早い段階であればすぐに使えるもの、あとはもう修繕しても見通しの立たないもの、いろいろな形があると思います。指定をするに当たってのいろいろな条件などがありまして、道路に近い、通学路に近い、住居に近い、いろいろなものがあります。そういう条件の中から空き家に対して今の現状を把握した上で指定をするわけですが、今おっしゃったように、解体するにしてもこの物価高騰とかもありまして相当解体費用などもかさむということもありますので、そういうことも含めて先ほどあったように、支援の今回条例を定めたことによって各種支援が増えた部分もありますし、そういうものの説明というのは本当に必要な部分だと思います。富谷市でやっているような、まずは個別に町から案内なりそういう通知を出して、それでそれなりの個々の状況を把握しながら、もし皆さん集まっていたらであればこういう形での全体を通した空き家に対する考え方、そういうものを必要なのかなと思います。まずは空き家を増やさないこと、そして今ある空き家を今後どのようにしていくかというのを早急な形で対応を進めていかなければいけないと思うんですが、先ほども言いましたように、個人の財産になりますので町として勝手にいろいろできません。そういうところもありますので、とにかく慎重にですけれども、周りに迷惑をかけているところなどは特に早い段階での対応が必要になってくると思いますから、そういう部分を含めて今後、対応をできるだけ早い段階での対応をしていくように進めていきたいとは思っています。

2番（高橋真理子君）はい、議長。大事な個人財産であるということはこれは間違いのないことで、それは尊重はしなければいけないものですが、近隣に迷惑がかかっていることであるとか、いろいろ負のことを考えますとそれは個人の財産だからということで、許されることではないと厳しい言い方かもしれませんが、これは対応していかなければならないというのがこれが自治体あるいは町の役割、役目なのではないかなと思うわけなんです。その辺の対応、そのためにも講習会であるとか説明会であるとか、そういったものは大いにその方たちが参加するかしないかは別としましてもこういったまたなんですけれども、だんだんと劣化していくとそういうふうには特定空家候補に近づいていくということも考えられます。大いにあり得ますので、そうならないためにもそういった講演会、講習会などが必要なのかなと思いますので、これは我が町でもその辺も積極的に取り組んでいただけたらと思うわけです。そして、その利活用は大事だと思うんです。特に、今建築費も高い。先ほどの解体費も高いということも確かに私も以前そういった業界に籍を置いていた経験もございまして、先日そのほうにお聞きしましたところ、解体費はいつと比較すればは別ですが、今非常に高くなっておりまして、100万円はくだらない。それは広さにもよりますよ。建築面積の広さあるいはその状況にも建物土地の状況にもよりますが、恐らく100万円前後、もっとかな。それは状況にもよりますが、とにかく高くなっています。解体費用は非常に高くなってい

ます。でも、そういった補助もありますから、その辺も利用してくださいみたいなことも認知されることを大事なのかなと思うわけです。

細目4の再質問の以前、地域おこし協力隊を空き家対策事業に採用して成果を上げている川崎町や加美町など、先進事例の紹介もしてまいりましたが、再検討する考えはないかについて先ほどの続けて細目3、4のお答えいただいていますけれども、ご回答では事業の導入に向けて進んでおられることを確認いたしました。本町では現在地域おこし協力隊のメンバー合わせて8人がそれぞれのミッションで活動を始めておられ、今後町のますますの活性化に寄与するものと大いに期待しています。新たな視点と柔軟で自由な発想力、熱意と行動力を有する若い力は町の活性化、町の発展には絶対必要不可欠なものとは考えます。私はこれまでも何回か地域おこし協力隊の採用について一般質問で述べてまいりました。以前、町からの回答で今後も1年当たり5名ぐらいずつ従事いただいて、最長任期の3年間勤めていただくということ、そして常に15名前後の方に活躍をいただきたいという内容のご回答をいただいています。北海道の東川町、東川町という町があります。こちらは全国でも地域おこし協力隊を採用している数では多分トップクラス、トップなのではないかと私は認識しているのですが、今年の4月時点で80名近くの地域おこし協力隊が採用されています。この町は移住定住、人口増加が著しいということで有名な町でもあります。我が町の子育て定住推進課も大事な優先すべき事業も幾つも抱えてあれもこれもは大変だろうと見ているところです。全国的に空き家に関わる地域おこし協力隊は3割とも4割とも言われ、活躍されている部門です。町内の空き家に取り組むアイデアなど、大いに期待できるものと思われま。とにかく空き家問題は町民の安全安心や町の活性化、人口問題、環境問題そのほかもろもろたくさん社会問題を絡む大きな問題です。東日本大震災からはや15年になろうとしています。甚大な被害を受けた我が町はまだ復興していないところなどしていないことなど課題まだ残っておりますけれども、皆さんの力で頑張っここまで復興再生してまいりました。私の一般質問、最後の質問になると思いますが、最後に町長に空き家問題に取り組む本気な姿勢を表明していただきたいと思ひます。

町長（橋元伸一君）はい、議長。その問題に取り組む本気のことなんですからけれども、本気度ということなんですからけれども、2年前に空き家の調査をいたしまして、先ほども言いましたように、そのまま住める住宅、修繕して使える住宅、あとはちょっと難しいなという住宅、さらにはすぐに対応しなくてはまずいのではないかとというそういう住宅、そういう部分を各区の区長さんの協力をいただきながら調査をいたしました。それから約2年がたつところまで来ておりますので、先ほども言いましたように、個人の財産ということもあって、なかなか簡単にというわけにはいかないんですが、町としてはできるだけ解体せずに使える、住める住宅については何らかの形で活用したくて空き家バンクなどの登録などもお願いしているんですが、なかなかそちらもいろいろと活動はしているんですが思うようにいっていない部分もあります。今回については、特定空き家ということで今後周りに迷惑をかけるのではないかとと思われるような家についての調査もいたしましたので、その辺は先ほども言いましたように個人の財産ではありますが、いつまでも放置しておくというわけにはいきませんので、できるだけ持ち主の方の協力も得ながら、あと先ほど言いました地域おこし協力隊も含めた違った形での見方のできる方たちの意見なども聞きながら、いろいろなアイデアをいただきながら町としてはできるだ

け早い段階での利活用、もしくは処分、そういう部分についての空き家の問題について進めていきたいと思えます。余裕と申しますかのんびりとやっていくわけにもいきませんので、その辺は部分部分によっては急ぎ足で進めなければいけない部分も出てくると思っております。以上です。

2番（高橋眞理子君）はい、議長。町長からの表明をお聞きしたところです。令和6年3月に山元町空家対策計画が策定されておまして、これは期間が令和10年度までとなっております。残りもそれほどもうないです。1年1年は早く経過してまいります。こういう期間の中にたくさんの成果を上げられるよう、そして特定空家などの処分という失礼ですけれども、処分除却が進まれますよう、そして空家の利活用、これはたくさんの例がありまして、県内でも2か月ぐらい前でしたか気仙沼のほうでの地域おこし協力隊の人たちが絡むような活動で活力がなくなっていたまちに灯りがともったかのように再生されているような空き家活用利用されて、再生されているようなことなど、これはほかにも全国的に県内でもですが、全国的には多々あることをございますので、ますます山元町がきれいな町、ますますきれいな町、そんな町になるようにみんなで取り組んでまいりましょう。私も応援したいと思えます。以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（菊地康彦君）2番高橋眞理子君の質問を終わります。

---

議長（菊地康彦君）3番遠藤龍之君の質問を許します。遠藤龍之君、登壇願います。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。3番遠藤龍之です。

2025年第3回山元町議会定例会に当たり、町民の皆さんが要望する当面の諸課題をはじめ今後のまちづくりも併せ町政全般にわたる一般質問を行い、町長の所見を伺うものであります。

1件目は、地方創生総合戦略改定事業の取組についてであります。令和6年度で計画期間が終期を迎えることから、引き続き地方創生の充実強化と切れ目ない取組を進めるため、現行戦略の効果検証を行うとともに新たに7年度から10年度までを期間とする次期戦略の改定を行うとしておりますが、その後、期間の延長が示されました。そこで次の点について伺います。

1点目は、取組の現状についてであります。

2点は、延期の理由についてであります。厚生労働省が2025年6月4日に公表した人口動態統計によりますと、2024年の出生数は68万6,061人、合計特殊出生率は1.15となり、いずれも統計開始以来最少最低となっていたことが報道されております。地方創生政策が始まった10年の節目に当たる2024年6月にはデジタル田園都市国家構想実現会議で地方創生10年の取組と今後の推進方向が公表され、地方創生の取組の成果と言えるものが一定数評価できるとした一方で、国全体で見たときに人口減少や東京圏への一極集中などの大きな流れを変えるには至っておらず、成果が上がっているケースも多くは移住者の増加による社会増にとどまっており、地域間での人口の奪い合いになっていると指摘されているといった問題点が指摘されておりますが、延期の理由についてお伺いいたします。

3点目は、この事業を進めるに当たって問題課題について分析されているかお伺いします。

2 件目の質問は、農業振興地域整備計画の取組についてであります。米不足、後継者不足、農作物の高温被害等々農業農政をめぐる問題は深刻であります。山元町は沿岸部の農地整備事業が完了したことから、今後の農業施策の根幹となる農業振興地域整備計画の全体見直しに着手するとしておりますが、次の点についてお伺いいたします。

1 点目は取組の現状について。

2 点目は取組に当たって問題課題はないかお伺いいたします。

3 件目の質問は、山元町統計書の作成についてであります。町では、以前町の将来像実現するために躍進しようとしている姿を計数などを活用しながら総合的かつ体系的にまとめ、町勢の状況並びに推移を明らかにし、この統計書によって山元町の姿が理解され、行政面のみならず経済、社会活動など町民への統計の情報源として広く活用されることを目的とした山元町統計書が作成されておりましたが、現在の対応について伺います。

以上、一般質問といたします。

議長（菊地康彦君）町長橋元伸一君、登壇願います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、地方創生総合戦略改定事業の取組についての1点目、取組の現状について及び2点目、延期の理由についてですが、関連がありますので一括してご回答いたします。

地方創生総合戦略は人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への過度な集中を是正し、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的に平成26年11月に制定されたまち・ひと・しごと創生法に基づき、市町村が人口ビジョンで描いた将来展望を踏まえ地域の実情に応じ人口減少を克服し、持続的な発展を目指すための目標及び施策の基本方向や具体的な施策を取りまとめた計画であります。この法律の施行を受け、本町では国や県の総合戦略を勘案しながら、平成27年度に令和2年度までを期間とする第1期山元町地方創生総合戦略、第1期戦略を策定いたしました。また、第1期戦略の最終年度には効果検証の結果により浮き彫りとなった課題等を踏まえ、令和3年度から令和6年度までを期間とする現行の第2期戦略、現行戦略を令和3年3月に策定し、人口減少の歯止めと令和42年時点で確保すべき人口を目標に掲げ、これまで各種取組を進めてまいりました。現行戦略については、令和6年度末をもって計画期間の終期を迎えることから、引き続き切れ目のない地方創生の取組を進めるため、令和7年度を始期とする第3期戦略を令和6年度末までに策定する計画でございました。しかしながら、国では昨年10月、平成26年以降推し進めてきた地方創生の取組、地方創生1.0の成果と反省を踏まえた地方創生2.0を掲げ、昨年12月には新たな戦略を念頭に置いた基本構想の考え方を示したことから、町内意思決定機関である山元町持続可能なまちづくり推進本部会議を開催し、今後国から具体的方針が示されるまで策定作業を見合わせ、現行戦略を令和7年度末まで1年間延長することに決定したところであります。現在の取組については、今年6月に地方創生2.0基本構想が閣議決定され、これに基づく現行戦略の検証と見直しについて国から要請があったことを受け、先月山元町持続可能なまちづくり推進本部会議を開催し、来年3月の完成に向け次期戦略の策定方針を決定したところであります。また、策定方針に基づき目標や施策の基本的方向、具体的な戦略内容を検討するため、各課班長級で構成する山元町持続可能なまちづくり推進検討

委員会を設置し、先般、第1回目の会議において検討すべき内容や方向性、策定スケジュール等について確認したところであります。

次に3点目、事業を進めるに当たっての問題課題についてですが、これまで戦略の策定に当たっては国の総合戦略を勘案しておりましたが、国においても年内完成に向け策定途上にあるため、その全容が見えていないほか、国が示す地方創生2.0の基本構想に掲げる各種施策についても小規模自治体単独での取組が困難であるものや、内容自体がいまだ不透明なものもあり、いかに国との整合を図る形で具体的な施策や取組を次期戦略に盛り込むべきか検討に苦慮しているところであります。町といたしましては、将来にわたり持続可能な山元町の実現に向け現行戦略に基づき進めてきた地方創生への取組の効果検証、事業評価を行い、現状把握と課題を洗い出し、その実態に即したより実効性の高い戦略の策定に取り組んでまいります。

大綱第2、農業振興地域整備計画の取組についての1点目、取組の現状についてですが、同計画は農業振興地域の整備に関する法律に基づき、10年間を見据えた町の農業振興を図るための土地利用計画として策定するものであり、昨年度から計画の見直しに着手しております。昨年11月の議会全員協議会において、町全体の農用地面積や区域の計画見直しの進捗状況を報告し、その後、山下、坂元両地区において住民説明会を開催し、その際にいただいたご意見等を反映し、農用地区域を精査したところであります。このような経緯を踏まえ、今年5月に県と計画変更案の事前協議に入り、先月に協議が完了したことから、今後、本協議の手続に入ることとなりますが、当初の計画どおり11月には今般の計画が決定する見通しとなっております。

次に2点目、取組に当たっての問題課題についてですが、現行計画の策定以降、丘通り地域を中心とした担い手不足等により耕作放棄地が増加傾向にあり、優良農地が減少していることが問題であると捉えております。沿岸部においては、震災後の農地整備事業により圃場の大区画化の利点を生かした効率的な土地利用型農業の推進が可能となりました。一方で、丘通り地域は圃場が狭小で条件が悪い農地もあり、連担性に欠ける飛び地の農地や荒廃が著しい小規模な農地が点在していることから、これらの農地をどのように有効活用できるかが課題であると認識しております。

次に大綱第3、山元町統計書の作成についてですが、本町においては町勢の状況や推移を数値的に整理分析し、行政、経済、社会活動など幅広い分野において町民に情報提供することを目的として山元町統計書を作成しておりました。これは町の姿を総合的かつ体系的に示す重要な資料であり、政策立案や地域理解の促進に資するものであったと認識しております。近年、行政運営においてはエビデンスベースとポリシーメイキング、EBPM、すなわち統計やデータに基づいた政策形成の重要性が高まっており、客観的なデータを基にした意思決定がより効果的で透明性の高い行政を実現する手段として注目されております。また、統計情報は行政のみならず町民の皆様にとっても町の現状や変化を把握するための貴重な情報源となり得るものであり、地域活動や事業計画、教育、研究など様々な場面で活用されております。しかしながら、本町では平成23年の東日本大震災以降、町の復旧・復興業務が優先される中で山元町統計書は作成しておらず、直近の発行は平成19年となっております。他方、現在では国や県をはじめとする公的機関が提供する統計データがインターネット上で容易に取得できる環境が整い、情報の収集、活用する方法も多様化しております。町といたしましては、こうした状況を踏まえ

従来の詳細データを掲載した冊子形式にとらわれず、主要な統計データのみ掲載に特化した簡略版の発行や町ホームページへの本町関連統計データの集約掲載など、時代に則した形での統計データの整理、公表の在り方について今後検討を進めてまいります。以上でございます。

---

議長（菊地康彦君）この際、暫時休憩といたします。再開は11時10分、11時10分であります。

午前10時58分 休憩

---

午前11時10分 再開

議長（菊地康彦君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（菊地康彦君）3番遠藤龍之君の再質問を許します。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。1件目の現状の取組、地方創生戦略改定事業についての中の1点目の取組の現状についての確認なんですけど、これまでずっと続いているこの事業なんですけど、そして1年延期となったんですけども、これまでの成果といいますか取組の結果についての確認なんですけど、この件につきましては1年前に同じような内容で質問しているところなんですけど、そこで得られたその成果等々取組については相当それなりに頑張った結果がうかがえるわけですが、成果結果について前は事業進捗をそれぞれ数値目標重要業績評価指数KPIを設定しており、その最終結果について今後取りまとめていくということで、今後の課題として確認されている。なお、成果について令和4年度に実施した事業の中間評価では掲げた7つの数値目標のうち、基本目標2の移住定住者が既に達成、基本目標3の合計特殊出生率及び年間出生者数については達成には至らないものの9割を超えており、これまで注力してきた移住定住支援やきめ細やかな子育て支援の効果が着実に成果として表れている。まだ未達となっているその他の4つの項目においてもいずれも目標対比で8割以上の達成率となっており、おおむね順調に進捗しているものと捉えている。現行の戦略については今年度が期間の終期となることから、今後戦略に掲げる各種事業の効果検証を進めていく。より実効性の高い戦略となるよう作戦に取り組んでいくというふうに結んでいるわけですが、1年前にそしてその後、その後、国の大きな方針転換があつて12月に決定、1年延期という動きになったわけですが、山元町としての取組については今言ったようにその後の引き続き継続した事業でありますから、その後の経緯について改めて確認したい。進んでいるものと思われるんですけど、その辺、お伺いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。ただいま遠藤議員が言ったように、移住定住については一定の成果は出ているんですけども、出生数についてはなかなか伸びないというのが現実とはなっております。その後も先ほど言いました達成率はそこそこの達成率にはなっているんですけど、今遠藤議員がおっしゃったその後の部分について、担当課長から説明をさせたいと思います。

企画財政課長（桔梗俊幸君）はい、議長。実際のこの計画の数値目標について、当時一昨年の中間の中間評価のときの数値と、実際直近だと昨年の12月に再度数値も拾い直ししていますので、その計画が延期になることによってその差異について若干説明させていただきます。

い。今町長からお話しありましたとおり、移住定住の人数とかについてはほぼ達成、去年の12月の末の時点でも達成しているということです。実際、中間のとき、令和6年度末での数値として合計特殊出生率とか年間出生者数などについて目標と同数字ぐらいにはしていたんですが、実際、5年度末の時点の中間評価で6年度、去年の6年12月末の数字ですと年間出生者数とか合計特殊出生率とかぐっと下がってしまっていて、年間で見えていきますので、いい年と悪い年とかありまして、拾う時点にもなるんですが、1年延期したことにより最終の拾う中間年度の数字としては実績、目標よりは達していかない。1年前だったら達していたんですけども、達していかないという部分も若干ございます。その他、例えば雇用者数であったり、あとは交流人口であったり、あとの数字についてはおおむね8割9割近くは時期がずれても達成していくのかなと見ておりました。最後、健康の部分ですと特定健診の受診者数とかについては横ばいの数字になっていますが、特に若干落ち込んでいる部分はあるかもしれません。そのようなことで、実際は昨年度については5年度末で中間評価の数字は拾ってはいるんですが、延期したことによって一昨年12月で再度拾い直している数字というのはございます。代表的なものについて以上で説明を終わらせていただきます。そのような形になっています。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。全国的に苦慮しているといえますか、苦心している事業内容とは伺います。山元だけではないでしょうというこの事業を取り組むに当たっての財源保証というのはどうなっているんです。国が切ってからやりなさいと言われていた事業だから、当然国の責任で財源は保証されているのかなと思うんですが、なかなか予算書を見てもどこにあるのかちょっとわかんないので確認したいと思います。

企画財政課長（桔梗俊幸君）はい、議長。実際この総合戦略を策定に係る事務という財源手当ては国からも県からも来ていないというのが正直なところでございます。ただ、努力目標の計画ということでそういうことはあるかと思うんですが、実際この計画を作ることによってメリットというのがございまして、例えば企業版ふるさと納税制度が活用できるということであったり、あとは今年度の、7年度の事業であれば上下水道でやっている人工衛星を用いた漏水調査とかいう補助事業をもらえるメニューの1つとしてこれを作りなさいとルール付されております。以上でございます。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。先ほどの答弁の中で1年延期したという中で、もろもろの会議を立てて議論して検討しているということなんですが、そこで示された次期戦略のまず策定方針が決定したということだったんですが、まだ細かいことはいいんです。策定方針というののもどのような内容のものなのかをお伺いいたします。これまで説明なかったよな。それについて。確認します。

企画財政課長（桔梗俊幸君）はい、議長。まず、今回国が策定したのが地方創生2.0というものになります。その前が地方創生1.0というんですが、大きな項目は変わりはないです。例えば、一つその基本方針としての1点目で人口減少への認識の変化ということあるんですが、1.0であれば人口減少に歯止めをかけるとなったんですが、2.0では人口減少が続く事態を正面から受け止めと、減っていくことを受け止めて各市町村施策を考えなさいとか、そういうふうになんか少しづつ全て6つ指標あるんですが、少しづつバージョン変えられている。現状に合わせて表現を変えていっているという内容でございます。詳細についての説明は大丈夫ですか。そのような形での2.0という形になっております。一例でございました。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。今の説明を国で示した内容で、それを受けて町での策定方針という意味で聞いたんですけれども、これにもこの資料にも示されているのかなとも思いますので、その辺は一応これについては目標値を再設定するということが示されているんですが、そういうことでよろしいのかどうかを確認します。

企画財政課長（桔梗俊幸君）はい、議長。詳細な目標の項目の決定はこの後になるんですが、基本的に計画期間は変わりはないです。計画自体は変わりはなく、今まであった指標を基に検討を進めていくという形になるかとは思いますが。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。次に延期の理由についてなんですが、先ほども申し上げていますが、先ほどの答弁の中でも成果と反省を踏まえて2.0に突っ込むといいますか取り組むということになっているんですが、成果と反省というものが示されてこれは国もなんですが、国もだし、この辺の成果と反省というものは明確にされないと次の対策というのを講じられないのではないのかという危惧から確認したいんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

企画財政課長（桔梗俊幸君）はい、議長。先ほども話した部分はあるんですが、実際評価数値など検証して何が達成していなかった、達成したのは何かというのを調べている現在の段階ではそちらも調べて、それを基に数値目標をクリアしていないということは、何かそこに問題があるということで、その数値目標のほかにもいろいろな指標もございます。ほかにも指標ありますので、それについても詳細について再度これから詳細については検討を重ねて、取り組むメニューも精査していければと考えております。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。この辺については山元町としては先ほどの取組努力で相当前に進んでいるのかなと1年前の答弁からもうかがえるんですが、という意味ではその頑張りが全体、国と違って山元町の場合はそれより前に進んでいるのではないかと思われますが、なかなか先ほどの答弁の中にもあった出生率等々、これは全国的な問題、深刻な問題ということで山元町だけが云々ということはないんですけれども、しかしながら、国から示された、あるいは目標設定という中ではすぐに解決できる課題ではないのではないと思うわけですが、その辺の受止めといいますか俺実際にやる皆さん大変だと思うんだ。どうすればどうなるのかということではない。とにかく大変な作業事業であるものを数値で示すというのはこれまた大変な作業だと思うんですけれども、その辺のご苦労というかどうかどうすればというのは多分全国的に国も示すことのできない課題取組ではないのか。すぐに子供産む、人口が増えるとかという課題ではないのにもかかわらず、このことが強調されるといいますかその辺の苦労しているんだから頑張ってくださいと言うしか言いようがないんです。この課題については、しかしながらといいますか山元町は何だかんだで数値的には全体として先ほど来の1年前の報告でもありましたということで、進めなければならぬ事業、取り組んでいただきたいと思うわけですが、しかしながら今言うように進めるに当たってまだ困難な部分として困難であるということもこれは国で言っているんですよね。国ではない、町だな。国がいまだに示す。示されていない言うことで実際にやる自治体では非常に苦労しているということが先ほどの答弁の中であったわけですが、この辺の動きというのはどう町として捉えるべきなのか。対応すべきなのかと言いますのは、今の国政が大きく変わったというか首相が替わって、実は石破さんがずっと取り上げてきた重要な施策として取り上げてきたのがこの地方創生ということで、この辺の行方が国としてもなかなかこれ河北の報道なんだけれども、

地方創生、目新しさがもなくということで否定的に見ている。これも石破さんが撤退といえますかの理由の一つとして挙げているようなんです。基本構想として6月に掲げられた若者や女性に選ばれる地方の実現を掲げとか、非常に格好がいいというか表現としてはあれなんだけれども、本当にこういうことが末端の基礎的自治体で金もない自治体でこういうことができるのかどうか。この辺はあるんでしょうけれどもというかなり難しい課題、それがそれを中心として進めてきた人がいなくなったことによってどうなのかとなって、これも様子見したらいいのではないかなどということも言えないんだけれども、これは労力かかるよね。金にかかるけどね。いろいろ何とか会議とかということでやってやろうとしていても、判断する材料資料もよこされない。方針も示されない中で非常に大変だなということで、やめろとはいかないんだけれども、ちゃんと政策として上げているから、しかし、この件については大変事業としては本当に地方創生という大きな目標である人口増を東京一極集中をやめるというその大きな目標については本当に取り組んでいかなければならない課題であり、何ですし、人口増というのは本当にいろいろな分野で示しているところで、この部分についてはいろいろ工夫しながら取り組んでいく課題だな。地方創生総合戦略改定事業で取り組むという部分もありますが、人から離れて人口増につながる事業として積極的にその部分については取り組んでいく必要があるということ伝えてこの件については終わらせていただきます。

2点目の農業振興地域整備計画の取組についてであります。これも取組の現状として求めているわけですが、そもそもといいますかこの農業振興地域整備計画、この目的はどう受け止めればいいのか。説明の中で今後の農業施策の根幹として農業振興を図るための土地利用計画として策定しているということでもあります。農業施策の根幹、ベースというかハード面というのはそういうところの計画なのかな。これまで計画に基づいて20年、平成20年に策定されている計画書なんです。それに基づいて図られた農業振興策というのがあれば伺います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。担当課長よりお答えいたします。

産業観光課長（村上卓君）はい、議長。現行計画、平成20年5月策定の計画においては、具体的には農地利用の在り方という部分で記載しておりますけれども、その中では当時、米を中心とした地域の営農集団というもの、今でもあるんですけれども、そういう方たちに流用農地を集積して集めて、その中で農業振興を図るだとか、あとはイチゴについても新規就農等を踏まえて振興を図るという方向性の記載ということを進めて、現行からは今時間経過しておりますけれども、そのような当初計画の記載に基づいた部分というのを進めていたという経緯がございます。以上でございます。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。今事業、取り組んできた事業を説明していただいたわけですが、それらの成果というのはどのように受け止めればこの資料、これが20年前の計画書なんです。それよりも後に出てくる計画書、結構農業について結構詳しく取り上げているんですけれども、農業後継者とか面積とかいろいろそういう中で、農業そのものがどんどん土地がどんどん減って耕作放棄地ですか。そういうものがどんどん減ってきているとか、後継者がどんどんいなくなっているとかというのが示されてるんです。これにもね。せっかく計画書を上げに基づいた農業政策といいますか、その辺の成果なり効果なりというのは20年以降、17年たつわけですがその辺の成果なり評価、成果といいますかというのはどう受け止めればいいのかかなということを確認したいと思います。

産業観光課長（村上 卓君）はい、議長。当初の現行の平成20年作成の計画においては、この農業振興地域整備計画そのものは優良農地を確保して、荒廃させないというかそういう形で担い手に有効利用を図っていただくという部分でございますので、17年ほど経過しておりますけれども、20年の策定以降については震災もありまして、その復興事業に基づいた沿岸部の農地整備事業等も踏まえて、今見直し最終盤でございますけれども、農地については当初の平成20年計画の確保すべき農地という部分については、ある程度減少はしていますけれども、農地としての計画には近いところに来ているかなという面積の確保はできているという成果を見ております。以上でございます。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。今日たまたま今日の河北に農地の集約強化、農地についての報道があったんですが、優良農地を作ってもそれを受け継ぐ人がいない言うこれまで深刻な報道がされているんです。農地5割以上が後継者が未定、これは全国のあれなんだけれども、宮城県を結構いいところに20パーセントから30パーセントぐらいでまだまだいんだ東北だからというような現状を考えたときに、その計画どおりの計画をね。これはそして計画を立てるだけのものではなく、政策につながるベースになれるような計画だと思うんです。それを取り組んでいくときに、全体も含めて進めていかないとならないと思うんですが、考え方なんです、これについては町長、いかが考え方ですから土地利用もこの計画書を生かす意味ではこれの策定見直しだけに関わらず、これを中心、これをベースに全体の農業政策というのも併せて考えていかなければならないのではないかな言うことの方、ただ作ればいいということではなくというところでの考え方について確認お伺いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。町としては、先ほど課長からも話があったように、ある一定の農地の面積は確保はした。なかなか、でも耕作者が後継者がいない。結局、耕作者が後継者そこを土地は整備してもそれを使ってくれる人がいないというのが原因ですよ。なりわいとしてちゃんとやっていけないか。やっていけるかどうかというのが一番大きな問題になってくると思います。今も米問題でいろいろあって、報道などを見ると今年などは米の価格が結構な値段をしておりますが、これも一時的なものになるのか。ちゃんと安定的に確保されるものなのかによっては、若い方たちが農業をしたいと思うか思わないかということがすごく大きく左右してくるのかなとは思っています。万が一、農地が減ってもいいと行ったからといってそこに家が建つかといたら、そういうものでもないですし、そこに会社なり工場ができるかと言ったらそれだって確約されているものでもありませんので、ある一定の食糧を生産するということは大事なことだとは思っていますので、そのなりわいとして今後成り立つような形、国として本当は一番国もいろいろ動いてくれていますけれども、行政としてどれだけそういうところに支援なり何かができるかということも大事なことなのかな。基幹産業ということで町としてもできるだけいろいろ施策はしているつもりではおりますが、今後の米なども含めた現状状況を把握確認をしながら農地、放棄地にならないように先ほど回答しましたように、大規模化したところはまだいいのかなと思うんですが、そうではなく小さな土地で点在してしまっている場所、そういうところを今後町としてどのように対応できるか工夫をしていかなければいけないのかなというのはずっと思っているところですが、今回においてもこのところまでまだ手が回っていない部分があるのかなと思いますので、土地の面積の確保という部分だけ進んでいますので、今後そういうところも含めて対応は考えていか

なければならぬのかなとは思っております。

3 番（遠藤龍之君）はい、議長。今農業問題も大変全国的な問題ですが、大変厳しい状況にあるということは指摘されているところであります。この件、農業問題についても町の中心事業といいますかこの問題も震災によって大きく遅れたと遅れの理由といいますか見直ししなければということも理由の一つに挙げられていますが、一方では大事な事業の一つでもあるということ意識しながら、この間17年間は何もなかったようなんですが、その辺はその辺の反省もといいますか総括しながら次に本当に生かせるような事業計画、この整備計画ですか。と併せて農業政策も進めていくべきだ。進めていくことを求めまして、これを確認したときに総合計画との絡みで見るとなかなかこういう部分が出てきていないというのがあるので、その辺の位置づけも確認しながら進めていただきたい。進めるべきだということ求めて、この件についても終わります。

議長（菊地康彦君）遠藤さん、ここで。

---

議長（菊地康彦君）この際、暫時休憩いたします。再開は13時10分、13時10分であります。

午前11時40分 休憩

---

午後 1時10分 再開

議長（菊地康彦君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（菊地康彦君）3番遠藤龍之君の再質問を許します。

3 番（遠藤龍之君）はい、議長。3件目の山元町統計書の作成についてについて改めて伺います。この件に関して、町はこの対応として町は先ほどの答弁の中で従来の詳細データを掲載した冊子形式にとらわれず、主要な統計データのみの掲載に特化した簡略版の発行や町ホームページへの本町関連統計データの集約掲載など、時代に即した形での統計データの整理、公表の在り方について今後検討を進めていくという答弁でございました。改めてお伺いいたします。この件につきましては、町は山元町統計書について町勢の状況や推移を数値的に整理分析し、行政経済社会活動など幅広い分野において町民に情報提供することを目的として山元町統計書を作成し、町の姿を総合的かつ体系的に示す重要な資料として作成している。この統計書作成の重要性を強調しております。これは当時の町長さんの作成に当たっての挨拶の中で協調されている表現でございます。このことについて、今も変わりはないか改めてお伺いいたします。町としての必要性の考え方ということについて、今もどのような考え方、今の考え方について改めて確認します。お伺いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。この統計書については、先ほども回答いたしましたように、最後に発刊されたのが19年ということで、その後、震災等々で作成がされてこなかったということになります。統計書というのは、町のいろいろな予算だったりとか面積、いろいろとにかく一番重要な部分が載せてある大切な本当に冊子だとは受け止めております。ですから、考え方については当時と同じように本当に重要といいますか町のいろいろなものを知るためには手に取ってすぐに見られるような冊子になっているということでもありますから、本当に重要なものだというふうな思いではおります。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。これが最後に作られた統計書で、完成品ではないんだ。この表紙とか、あとさっき言った町長挨拶というのはこれに載っていないくて、これが本当に最後のあれかどうかというのはあるんですが、私の目では平成17年度版がちゃんとした冊子として作成されたものなんです、それ以来なかったということなんです、この中身については完成品でなくてもかなり分厚いんですね。相当な資料、何々の数値が何年間にわたってあれになったという一つ一つがというものになって、見ると時間かかるんだけれども、楽しいです。町の姿、あるいは推移、人口からあと米の生産とか毎年のあれとかもろもろの形で回答にもあったけれども、今後果たしてこれを全町民とか何とか、その当時も全町民には多分までというところではないんだけれども、これは資料として非常に役立つもので、こういう形で残しておくのは私は非常に町の資産財産としてCDとかそこに載せるのはいいんだけれども、そこというかこうした形で残しておくのも必要ではないかと思っているところである。これを作成するのにどのぐらい時間がかかるのか。作業に時間がかかるのか。労力がどのぐらいかかるのかということもあるんですが、その点についての確認なんです、町では毎年予算の中で統計調査費というものの項目があって、毎年いろいろ中身変わってくるんだけれども、農業センサスとか何センサスとか、けれども毎年もろもろの分野でそういった統計調査というものを日常の仕事として通常の仕事として予算化し、執行しているんですが、その目的は何なのかお伺いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。担当課長よりお答えいたします。

企画財政課長（桔梗俊幸君）はい、議長。統計書の必要性と内容については、先ほど町長からも回答させていただいたとおりではございますが、ひとつ行政のみならず町民の皆様にとっても町の状況や変化を把握してもらって貴重な情報源となる。また、地域活動や事業計画、教育研究など様々な分野で活用されるものだと認識してございます。以上です。

そういう、今見た統計書の目的を達するための費用、例えば先ほど議員さんおっしゃったように、農用センサス、今年で言えば国勢調査の年であるのでそういうときには人件費もかかるもので、その辺はかさ増しの予算はなるんですが、そういう大きな統計ないときはそのような住民皆さんにとって情報提供できるような仕組みづくりをするための予算計上となってございます。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。今何を確認したかと言いますと、金とか労力が今で手元に予算書のここにはなかったからだけれども、多分国勢調査とかそういうのが国からの金が下りてきてやっているということで、何を言いたいかという町民の財源ではなく国、そういうのものでこういった統計資料が整理ということができるの。作り上げることができるでしょうということだから自らの体を動かさなければならいんだけれども、金はある程度保証されている中での統計づくりといえますかだとすれば、それを大いに活用して作るべきだ。先ほど答えの中でホームページとか何とかいろいろ間に合うみたいなようなこと言ったけれども、これは必要なときにはあるという町民の方から全体に回すんだけれども、見せてくれとか言われたときに答えられるようにそういうのも残しておくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。今遠藤議員がおっしゃったように、19年の時代にはそういう冊子として、私も実を言うと今の冊子は初めてみたんですけれども、その分厚さ。とにかく町のことが全て分かる、現状が分かるというものになっているということですので、

先ほども言いましたように、すごく重要な書類であります。ただ、今議員がおっしゃったように、いろいろなDX関係、世の中が変わってきてホームページや何かそういうところでもデータとして載せることができ、誰もが自由にそこから見ることもできるし、アクセスして引き出すこともできる時代にもなってきておりますので、そこに関しては従来の分厚い冊子というのが本当にそこまで必要かどうかというのももう一度こちらとしても研究しまして、概略版といいますか見たいときにずっと開いて重要なところだけ見られるような、どこまで中身が載せているものをそれで何年に1回その辺が更新していけばいいのか。その辺も含めて今後、あることにこしたことはないといいますか、あるというのは大事なことだと思いますので、何らかの形で残せたらという方向では思っております。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。私は残すべきだということで先に先ほど確認したつもりだったんですが、それについては考え方もあるでしょうからそういう冊子としてぜひ残すことで考えていただきたいということと、併せて簡略版の発行ということも強調述べられておりました。実は、私なぜこの質問をしようとした。そのきっかけは優良町視察に白老町というところに行ったんですけれども、その際、こういう白老ポケット統計2024こういう形で作成、まさにポケットというかポケット版で手帳とかにも挟んでくる常に携帯といいますか身につけていられるような中身は本当に文字が小さいんですが、10項目にわたって載せられている。概要、その町の概要、人口、あと産業の中身とか運輸、交通、生活、環境、保健福祉、教育、行財、政観光等々、一目で見て分かるようにおらほの町はこういう町なんだ。例えば白老町の場合には産業で言うと1次、2次、3次での就業者数を示しているとか、労働人口農業人口、細かくきめ細かく載せています。そういった、あと保健福祉では案内まで行かないのかな。現況載せている。これ一つ持っていれば自慢というか、あなたの町どういう町なの。これ一目見ればおらほの町はこういう町なんだ。面積こんなんですとか産業はこの程度という自慢できる自慢することができる参考になるものではないかということで、この問題を取り上げたんですけれども、多分としか言わない。そんなに金かからないのではないかとはい思うんです。作ってもということから考えると、あとこの間いろいろ流入人口何人口とか人口増進とか移転者を移住定住とかという運動しているときに、こういうのがあれば自慢できるし我が町紹介というのでもできるし、誘い込むのに有効な手段の一つになるのではないかとということも考えられますということをして理解というした上でということだということだということで、最後というか改めて重ねて求めるわけですが、先ほどの答弁にも今後検討を進めていくと簡略版の発行についてもこれはいち早くすぐにでも即実践といいますか、実行ということを求めるわけですが、その辺の町長の考えについてお伺いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。先ほども回答しました。何年に1回と、近隣の自治体を見ますと、5年に1回とかそういうのは先ほどの多分分厚いものだと思うんです。概要版に関しては、人口とか入っていますのでそれは年々変わりますから、その辺はもしその概要版などであれば毎年更新するべきところは更新をして発行するようになるのかなと思いますけれども、今言ったように、ちょっとしたときに今現在、今年度の3月31日現在でどのぐらいの人口になっているとか、いろいろちょっとしたことをすぐぱっと見られる状況になるわけですから、本当に大事な必要なものだと私も思いますので、できるだけ早い段階でそういうのを発行できるようにやっていきたいと思っております。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。今の答えの通り、この簡略版につきましては、早期の実現を強く求めまして、私の質問を終わります。

議長（菊地康彦君）3番遠藤龍之君の質問を終わります。

---

議長（菊地康彦君）10番齋藤俊夫君の質問を許します。齋藤俊夫君、登壇願います。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。10番齋藤俊夫です。

今一般質問に立つ私の心境は、空振りは許されるが見逃しは許されないであります。先週の本会議初日、私が通告した緊急質問の取扱いをめぐり採決されずに幻となり、同僚議員との危機意識の共有の難しさを思い知ったところでもあります。しかし、緊急質問は空振りに終わりましたが、危機意識の欠如した対応は決して見逃すことはできません。そうした経緯を踏まえ、大綱2点に関してシビアにお伺いいたします。

大綱1点目は、遠地津波対応を踏まえた防災体制の再構築についてであります。去る4月30日の遠地津波に伴う警報発令では、幸いにも空振りに終わり事なきを得た一方で、町の災害対応をめぐっては平日の勤務時間内にもかかわらず最重要視される初動対応でどたばたする事態となりました。そうした事態に至る中で、何ができて何ができなかったのか反省と教訓をどのように捉え、次の備えに生かそうとしているのか、細目5点に関してお伺いいたします。

細目1点目は、初動対応の重要性について。町の対応記録では注意報が発表された8時37分から23分後の9時00分に警戒本部が設置されています。平日の勤務時間内にもかかわらず、非常時の司令塔となる本部設置に必要な以上の時間を要したことの理由を伺います。

細目2点目は、迅速かつ緊迫感のある避難広報について。注意報発表時も津波警報に切り替わった際もしかり、避難広報が所定のインターバル、間隔で配信されず、肝心かなめの時間帯に情報過疎が生じています。極めて重要な情報伝達がマニュアルどおり実施されなかった理由を伺います。

細目3点目は、適切な情報発信について。注意報発表から警報に切り替わった時間帯にテレビには本町の避難所開設情報だけが流れていない空白の時間帯があったとの指摘があります。町が入力報告した所定の情報発信は県の防災情報システム、通称MIDORIを介しNHKなどでは自動的に放映される仕組みが機能しなかったことの理由を伺います。

細目4点目は、季節に応じた避難所運営について。具体的な1点目は、真夏の炎天下での避難となった中で、避難所となった学校の体育館からエアコンのある教室に移動する場合、運用面で学校側と事前調整しておくべきとの指摘や、警報や避難指示の解除前後における保護者への児童生徒の引渡し対応に苦悩することが報じられています。町学校関係の事前調整の有無及び学校以外の避難所に避難したつばめの杜保育園園児の引渡しの実態を伺います。

具体的な2点目は、つばめの杜保育所園児の避難先は、諸般の事情から指定以外のふるさと伝承館に急遽変更されましたが、保護者に引き渡すまでの間、園児や保育所はエアコンの効きが悪く大変な思いをしたことが指摘されています。ふるさと伝承館と10か所の指定避難所のエアコン設置状況と、必要に応じた更新計画の有無及び体育館等へのエアコン設置の加速化など暑さ対策をお伺いいたします。

細目5点目は、町長に求められる危機管理について。災害時の初動対応を中心として、トップである町長の危機管理意識と組織としての危機対応の在り方が応急対策や被害の軽減に大きく関係すると指摘されています。危機管理の要点をはじめリスク管理、予防、そして危機管理、対応になりますが、その重要性をどのように捉え防災危機管理体制を再構築されるのか認識をお伺いいたします。

大綱2点目は、情報感度の高い真摯な町政運営についてであります。

大綱1点目は、すごく問題解決力のある人は常にアンテナを張っているとわれ、町長はじめ執行部が地域課題の解決に向けてアンテナを張り、必要な情報を適切に入手することは極めてベーシックな取組であり、さきの6月議会定例会では指摘されての開き直りや逆ぎれなど論外であります。それこそ内外の様々な事案を他山の石とするなど、危機感のある町政運営に邁進すべきであること、論を待たないが、改めて認識をお伺いいたします。

細目2点目は、議会との信頼関係構築に向けてであります。以前は模範的な答弁をされているにもかかわらず、相も変らぬ言行不一致はいかかなもののでしょうか。昨年と今年の6月議会定例会での答弁内容を再認識され、タイムリーな情報共有や説明責任を果たすなど言行一致の真摯な町政運営に最善を尽くすべきではないのか。改めて認識をお伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

議長（菊地康彦君）町長橋元伸一君、登壇願います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。齋藤俊夫議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、遠地津波対応を踏まえた防災体制の再構築についての1点目、非常時の司令塔となる本部設置に時間を要した理由についてですが、初めに体感する地震に伴う津波予警報や大雨等の特別警報に係る対策本部等の設置に関しては、発表時刻をもって自動設置としておりますが、今回の対策本部の設置は予見できない注意報の発表に伴うものであったため、情報の入手や確認等に一定の時間を要しておりました。まず、今般の津波注意報に係る情報の入手は、県の防災行政無線地域衛星通信ネットワークでの受信が第一報であり、この受信には気象庁の津波注意報発表から5分程度を要するため、当日は8時43分に最初の津波情報を入手しております。このたびの津波注意報は遠地での地震に伴う注意報であり、地震の体感がなかったことから、防災行政無線による町民への周知を最優先とし、互理地区行政事務組合との協定に基づき8時48分に行政事務組合から第一報を広報しております。この広報後、町民からの問合せが多数寄せられ、その対応に追われる中、9時00分に警戒配備の対象となる本部員を招集しましたことをご理解を願います。

次に2点目、避難広報等の情報伝達がマニュアルどおり実施されなかった理由についてですが、防災行政無線での広報に際しましては、令和5年4月に策定した災害時初動活動マニュアルに基づく避難広報を基本としております。このたびの津波予警報では一定間隔での広報に至らず、反省すべき点や改善すべきところがあったことは事実であります。災害発生時において、防災行政無線での避難広報は最も効果的であり、基本に忠実な対応が求められますが、一方で、日本近海を震源とする地震とこのたびの遠地地震に伴う津波予警報ではその取扱いを検証する必要があるとも考えております。いずれの場合であっても町民の生命、身体、財産を守ることを最優先とし、広報体制の整備や技

術の習得など日ごろからの備えに努めてまいります。

次に3点目、情報発信の仕組みが機能しなかった理由についてですが、各自治体における災害配備態勢や避難所開設の情報は県総合防災情報システム、通称MIDORIに入力し、その情報の一部は災害情報共有システム、通称L-ALERTによりマスコミ各社やアプリ事業者等に自動配信される仕組みとなっております。このたびの各種災害情報系システムの操作に際しましては、過去に危機管理を担当していた職員を配置し迅速な対応を心がけたところではありますが、一方で、システムの操作が遅延し県に対する情報の提供が遅れたのも事実であります。今後はこのたびの対応を教訓とし、システム操作技術の習得や複数の職員が操作できる環境を整備するなど、町民の皆様が必要とする災害情報について迅速かつ的確に発信できるよう努めてまいります。

次に4点目、季節に応じた避難所運営のうち町学校関係の事前調整の有無及びつばめの杜保育所園児の引渡しの実態についてですが、初めに学校関係の事前調整については、毎年数回保育所や幼稚園、小中学校及び山元支援学校の防災担当者が一堂に会し、保育所、幼稚園、学校防災担当者会を開催し、意見交換や情報の共有を図っております。これらを踏まえ、このたびの学校避難所の運営に際しては暑さ対策として体育館ではなくエアコンが完備された多目的室や図書室等の特別教室及び中学校の武道場を活用しており、幸いにも体調を崩された避難者はおりませんでした。

次に、つばめの杜保育所園児の引渡しの実態についてですが、つばめの杜保育所では津波避難の場合、保護者へ引き渡すまでの避難先を役場敷地内と定めております。このたびの津波避難においては、炎天下の中、役場敷地に待機させることは危険であると判断し、中央公民館への避難を検討いたしました。中央公民館には多くの方々が避難してくることが想定されたため、102名の園児及び33名の保育士を同じ場所に避難させることは困難であると判断し、役場敷地内で一定の広さが確保可能なふるさと伝承館に避難したところであります。また、園児の引渡しについては、東日本大震災の教訓から避難直後からの引渡しを開始せず、津波の状況や気象予警報並びに小中学校が定めているマニュアルに準じ、保護者へ引き渡す際に避難指示区域には絶対に立ち入らないことを確認し、引渡しを開始しております。

次に、ふるさと伝承館と指定避難所のエアコンの設置状況や更新計画の有無及び体育館等へのエアコン設置の加速化についてですが、初めにふるさと伝承館については各室にエアコンは設置されているものの、マルチホールにはエアコンが設置されておらず、当日は猛暑日であったため、扇風機やサーキュレーターを追加で配置するなど応急対策を講じたところであります。

次に、指定避難所についてはおおむねエアコンは設置されているものの、学校施設において体育館アリーナへは未設置であることから、状況に応じエアコンが設置されている教室等を避難場所として活用しております。今後の暑さ対策については、今般、国において避難所に指定されている学校体育館の機能強化を目的とし、臨時特例交付金を活用したエアコン整備に係る制度が創設されましたので、早急な設置に向け検討してまいります。また、町ではホームセンターやレンタル事業者との間で災害時における各種協定を締結していることから、スポットクーラー等のレンタルについても併せて検討してまいります。

次に5点目、町長に求められるリスク管理と危機管理の重要性及び防災危機管理体制

の再構築についてですが、町長に求められる危機管理とは全責任を負う覚悟を持って陣頭指揮を執る、緊急事態が発生した場合は最悪を想定し一刻も早く災対本部に駆けつける、災害状況が正確に把握できない場合においては最悪の事態を想定し判断する、早急に災害対策本部を立ち上げ早めに対応する、これらが基本であると認識しております。このたびの津波予警報の発表時において、私は公務出張中につき不在としておりましたが、この考えに基づき注意報の発表直後から災害対策本部副本部長である副町長との連絡に努め、状況の変化に応じ避難指示の発令や避難所の開設、避難者の把握に努めるなど状況の変化に応じ適宜適切な対応を講じるとともに、翌日以降の日程も全て切り上げ、早急に帰庁したところであります。このたびの災害対応では、防災行政無線による広報や避難所の情報配信など至らなかった点があった反面、車避難者の誘導や避難所における備蓄食料の配布、学校避難所における暑さ対策など、これまでの経験や日ごろの備えにより発揮された面もございました。今後においてもこのたびの災害対応での教訓を生かし、町民の生命、身体、財産を守ることを最優先とし、日ごろから災害対応に対する意識の醸成と訓練等を通じた危機管理体制の再構築に努めてまいります。

大綱第2、情報感度の高い真摯な町政運営についての1点目、常にアンテナを張り危機感のある町政運営に邁進すべきについてですが、ご指摘のありましたとおり、地域課題の解決に向けては私をはじめ執行部が常にアンテナを高く張り、社会情勢や他自治体の動向を含め必要な情報を適切に収集し、課題を先取りして対応する姿勢が極めて重要であると認識しております。そのためには、日々の行政運営から危機意識を持ち、内外の様々な事例を自らの出来事のように捉え、迅速かつ柔軟な対応につなげていくことが欠かせないと考えております。今後もこれまで以上に幅広い情報収集に努め、町民の皆様の安全安心や地域課題の解決、持続的で発展的な町政運営に努めてまいります。

次に2点目、言行一致の真摯な町政運営に最善を尽くすべきについてですが、議会との信頼関係は町政運営の根幹であり、町民の負託に応えるためには欠かすことのできないものと考えております。ご指摘のこれまでの答弁内容と実際の言動に齟齬があると受止められている部分については、当然ながら、決してそのような意図等は全くなく、結果としてそのように映ってしまったことについては真摯に受け止めるところであります。引き続き言行一致を基本とし、また、いただいたご意見等も踏まえよりタイムリーな情報共有と丁寧な説明責任を果たし、その上で、議会との信頼関係をさらに強固なものとし、真摯で誠実な町政運営に全力を尽くしてまいります。以上でございます。

議長（菊地康彦君）10番齋藤俊夫君の再質問を許します。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。ただいまの町長答弁は大綱1については問題を矮小化するかのごとく、実にスマートに作成されているなど。そして大綱2については、相も変らぬ事務方特製の模範解答でありました。もとより、どなたが防災危機管理に当たっても完璧な対応などあり得ないこと、私地元そして県での経験を通じて誰よりも分かっておるつもりでございます。町長に求めたいことは、問題を包み隠さず失敗から学ぶ危機管理を旨とした次の備えであります。

細目1の初動対応の重要性についてですが、災害時の行動指針として判断の遅れは命取りになる。特に初動の遅れは決定的であるとする被災市町の示唆に富んだメッセージがあります。町長はこれまで聞いたことがあるでしょうか。確認いたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。今聞いたかということであれば聞いてはおりません。私は、た

だ、今回は先ほどから言われているように、危機感に対する私の向かい方とそういうことでの質問だと思いますが、私も東日本大震災を経験していますので、その危機意識に関しては十分持ち合わせていると自分としては認識しているところであります。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。細目2に入ります。今回、私が最も問題視している迅速かつ緊迫感のある避難広報についてです。津波注意報の取扱いはまだしも、9時40分に津波警報に切り替わった際の避難広報は、直後に消防本部からあったものの、町からは10時12分の避難広報まで実に32分もの情報過疎と申しますか、空白の時間帯が生じております。幸いにして空振りに終わり、事なきを得たものの、そこには大きな問題が内在しています。言うまでもなく、津波襲来の場合、避難の遅れは命取りになります。肝心要の避難広報の大きな遅延行為によって多数の犠牲者が出るようになった場合、町はどのような指摘、非難をされることになるのか町長は考えたことがあるのかお伺いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。万が一のことがあったら、私としては全責任者として重大なことになるというのは認識はしております。今回の件につきましては、先ほども言いましたように、たまたま私は出張によってこの場にはおりませんでした。しかし、朝の段階で役場から、副町長から電話をいただき、そしてすぐにテレビをつけて確認をし、またさらにその時点で数分後に私の思うところで電話をして、折り返しそして対応についていろいろと指示をしたり今の対応について今後このように進めますということでの連絡の取りあいは行っております。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。町が避難広報という当然やるべきことをやらなければ、これは行政の不作為を問われます。それこそ、人災のそしりを免れない大失態につながると極めてゆゆしき問題になることを改めて肝に銘じてもらいたいと思います。

細目4に入ります。児童生徒、園児の引渡しについては、災害発生時に学校や保育所などではいつも悩ましい場面が想定されますが、それこそ安全側に配慮した判断に立ち、毅然とした対応を求めておきたいと思っております。その上で、細目2のエアコンの関係でございますが、東日本大震災では防寒対策が求められ、そして今回は熱中症対策への取組が大きな課題となっております。エアコン各社は体育館特需を見据え、手ぐすね引いていると報じられております。急務とされるこの体育館等へのエアコン設置、先ほど前向きな答弁がございましたけれども、早速来年度予算に計上されるそういうお考え、用意があるのかお伺いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。今年度のように猛暑、3年4年続きの気象変動による猛暑、続いております。今回については猛暑の中でまさかこのような事態が起きるところではありませんでしたけれども、想像はしておりませんでした。実際にそういうところでこのような津波、遠地での津波による、地震による津波ということがありましたので、先ほども回答いたしましたとおり、それぞれに対応をして猛暑に対応できるような取りました。今言ったように、体育館とか大勢の方が入れるような施設という部分については、まだ冷房暖房、そういう部分の暖房は入っているところはありますが、冷房については入っておりませんので、できるだけ早い段階で、できれば今齋藤議員がおっしゃったように来年度の予算に何とか組み入れて対応していきたいと思っております。早急な対応をしないと多分全国的に一気に進むのではないかと。DXでパソコンが注文してもなかなか手に入らない状況が起きたときと同じように、早い段階でどんどん進めていかな

いとエアコンなどの対応も業者さんの対応が追いつかなくなるのではないかと思いますので、その辺は早急にこちらとしても対応していきたいと考えております。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。ぜひよろしくお願ひいたします。

ここまで一通り確認したところ、改めて細目2の避難広報についてお伺ひいたします。先ほどの答弁では、一定間隔での広報に至らず反省すべき点や改善すべきところがあった事実はということで、シンプルに述べておりますが、それこそ津波警報時に迅速な避難広報がままならないという大きな問題点がなぜ顕在化したのか。その原因がここでは判然といたしません。くどいようですけれども、平日の勤務時間内に体制が整っていたにもかかわらず、先ほどの答弁にあるように肝心かなめの避難広報など、一連の情報発信操作に手間取り、急遽他の部署に異動した経験者を呼び寄せるなど、対処に困窮する。パニック的なそういう場面になったのかなと思うわけでございます。それでもなお、極めて重要な時間帯に機能不全に陥った。危機対処力の脆弱性がそこに露呈したということ、その大本の原因がどこにあると捉えているのかお伺ひいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。言いわけをするつもりはありませんが、そのときの状況に応じて対応したとは思っておりますが、先ほども言いましたように、当日発表されたときに私がたまたま出張中でこちらにおりませんでしたので、そのとき対応を取った担当課長から説明をさせていただきます。

総務課長（大和田 敦君）はい、議長。お答え申し上げます。

お尋ねの件は防災無線広報の部分でよろしいんですね。県との避難所広報の関係ではなくて。

ご指摘の質問については、防災無線の広報の部分ということで捉えてお答え申し上げます。議員ご指摘のとおり、津波警報が発令され津波警報に変わったのが9時40分で、そこからの次の広報について約30分ほど時間がかかってしまった。本来であれば、ここは5分刻みの間隔で広報するのが本来のあるべきところではございますけれども、残念乍ら30分後になってしまった。その大きな要因につきましては、これは言いわけではないんですけれども、冒頭申し上げましたとおり、今回は誰もが体験しない津波予警報ということで、町民等々からの問合せがとにかく一気に入ってしまって、それらの対応に追われてしまったということがまず第1点。あとは、当日全員協議会あったんですよ。これの関係で副町長及び私に関しましてもそちらの対応に当たらなければならない。二重三重の要因が重なった。あとは、町長の先ほどの答弁でもございましたけれども、1人の職員あるいは2人の職員が対応できるものではなく、特殊な機械ではありませんけれども、一定程度の人間が操作できる環境を整える必要があるのかなとは捉えてございます。以上になります。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。大変申しわけないんですけれども、私の思いと執行部側のそういう問題意識がなかなかかみ合わないようではございますけれども、今回危機対処の脆弱性が露呈した原因、それは紛れもなく災害時の中枢を担う総務課危機管理班が新体制スタートから4か月と日が浅い。災害対処の慣れ、習熟度が低いということです。そういうことではないんですか。確認いたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。担当課長よりお答えいたします。

総務課長（大和田 敦君）はい、議長。お答え申し上げます。

議員おっしゃるとおり、今回の災害対応につきましては私も当然ながら総務課危機管

理班がメインとなって対処すべきところではございますけれども、班長以下5名の班員体制で対処してございます。議員おっしゃるように習熟度、経験年数、これらが浅い職員が多いというものは実態としてあるとは受け止めてございます。以上です。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。ですから、災害対処の習熟度が低いという原因を招いたというのは、私に言わせれば最大の今度は要因のそれは危機管理意識が欠如した人事異動にある。とりわけ、災害時の中枢を担う危機管理班の人員配置のミスマッチにほかならない。それこそ今回は空振りに終わりましたけれども、人災の側面を秘めているとそんなふうには言わざるを得ないと思います。その上で、今総務課長から触れてもらいましたけれども、4月からの総務課の体制、人員配置でございますが、新任の総務課長は危機管理班の経験が以前あるからまだしも、肝心の危機管理班が班長以下5名体制の中で3名が新人というとのことですね。町長は昨日の同僚議員に対して人事は経験とバランスを確保した上で対応しているという答弁されていますけれども、改めて新人3人が役場に入られての経験年数とどこから町に通われているのか。これはあえて町長か副町長の答弁をお願いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。それぞれの勤務年数ということですか。今現在の3人の1人が2年目ですかね。1人が今年、あともう1人は専門員として経験者を採用して入れているというところになります。今年初めてといたしますかですが、危機管理の経験のある方、これまで長年危機管理に携わっていた方をそこに配置したということになります。ただ、勤務としては町に対する勤務としては1年目となります。

議長（菊地康彦君）町長、通勤先も。

副町長（佐藤兵吉君）はい、議長。職員の今ご指摘がありました3名の職員の居住地、通勤先なんですけれども、1名については角田、もう1名については町内です。それからもう1名については仙台からの勤務となっております。以上です。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。そういうことだということで、私としてはもうちょっとどうなのかなと思ったところでございます。6月定例会で人事行政の在り方を私、お尋ねした際に、多少そのときの質問の趣旨は違いますが、町長は今回の人事においては今回の状態でうまくいく、できる、今後進めると判断した、今回はこれがベストだと思ってやったことで、一番うまくいくと理解されたいと答弁されております。人事異動の際は業務の継続性を保つということが基本でございまして、対象班員の異動というのは3分の1が目安とされていると私は思います。そういう中で、大事な危機管理を担う班の約3分の2が新人だと。これはいかがなものでしょうか。そんなミスマッチ体制の中で災害発生直後の情報発信など膨大な業務処理があるわけですから、そういうことが追いつかずにパニック状態になった。ほかの部署からも職員をヘルプした。そういうことですよね。また、ハンディのある体制を預かった課長と班長、同情の念を禁じ得ないなども思います。先ほど言いましたように、これは危機管理意識のない人事配置と言わざるを得ません。答弁のあったこのたびの対応を教訓とした諸対応、これは当然のことなんですけれども、ミスマッチの解消を含め危機管理班の再構築に向けた認識、これをお伺いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。ただいま齋藤議員から言われたように、新人が多いという部分も含め、そういうところもあるかもしれませんが、今回このような結果になっているわけでありまして。ですから、何事も何かあったときには後にちゃんと検証というのをしま

すので、そういうことをしながら今回の件に関しまして足りなかった部分、多少思ったことと違った方向に行った部分については、今後しっかりと職員に研修なり教育をして、何とか今の自分の立場、その立場を理解できるようなどにかく仕事上での自分の責任を果たせるような習熟度を達せるように町としても指導をしていきたいと思えます。こういうことがあったのですぐにまた人事異動をしてどうのこうのとかそういうこととは私は考えてはおりません。今のメンバーの中でしっかりと対応できるように仕組みをもう一度改めて徹底してやっていきたいと思えます。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。ここまでの再質問を通じまして確認できたところで、単刀直入にお伺いいたします。町のトップはあるべき適切な避難広報をめぐり重要な問題点があるにもかかわらず、8月19日の全協の冒頭の挨拶で東日本大震災の教訓を生かした対応が行われた趣旨のことを述べ、また今議会の提案理由説明の中では取り立てて問題がなかったごとの発言になっています。これは実態と乖離といいますかかけ離れたきれいごとを平然として並べておるわけです。今回、私がこうして指摘するまでそういう問題があったという事実を明らかにしないというそういう態度、透明性の高い説明責任を果たしていない、議会軽視も甚だしい極めて遺憾でございます。橋元町政の隠蔽体質の一端を私はいま見る思いでございます。

議長（菊地康彦君）齋藤議員に申し上げます。自己の意見や批判等発表に必要な限度を超えないよう、誤解を招かないような発言に注意してください。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。それこそそういう問題点という事実に対しての今までの説明報告というのは、これは虚偽ということにも該当しませんか。それから、言われるまで何も言わない、隠すというのは隠蔽になりますか。タイムリーに我々に説明報告しないというのは職務怠慢ではないですか。まさに不適切な対応の極みでございまして、重大な失態だと言わざるを得ませんけれども、その辺の認識をお伺いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。細かく一つ一つ本当に突っついたようにそうやられると、そういう部分というのは出てくるとは思うんですけども、今回、先ほど来齋藤議員はどたばたしたとか何か慌てふためいて当局、事務局がどたばたして慌てた形で災害対応をしていたような表現になっておりましたが、私としては先ほど言いましたように、一番最初に連絡を取ったときにまずは冷静に、今回は遠地での地震ということで私もそうだったんですが、遠方にいたときにまず宮城のほうでまた地震が起きたのかなど。実はそうではなかった。ですから、まずは冷静になって情報収集をして進めるようにという指示を出しております。それに対して、職員もしっかりと冷静な対応でそのとき電話対応をしていたと私は認識しておりますので、そんなどたばたしているような状況には私はその場にいないので動きを見ていませんので、そうではないと思うんですが、それ以外に議員の皆さんもいるわけですけども、どたばたしていたように見えたのかどうか。そうであればその辺は齋藤議員がそう思ったのか、本当にそうなのであれば先ほど言いましたようにちゃんとその後の検証や何かしますんで、そういう中で足りない部分、東日本大震災のときもそうですけれども、災害対応対策いろいろ考えてはいても実際に本番になったときにそのとおりに100パーセントできるというのは、本当に素晴らしいことだと思いますので、そこに向けて日ごろから訓練や何か、数をこなして体で覚えるしかないのかなとは思うんですが、業務多忙の中であとは町民、そして各区長さんなり学校も含め、いろいろな形を巻き込んだ形での訓練になりますので、それぞれの

予定などもありますので、私としては隠したり何かはしているつもりはございませんので、隠蔽したとかそういうことでは私はないと判断はしております。ただ、結果として部分的にそういうミスだったり抜けたところがあった。今後そここのところはしっかりと反省をして、今後につなげていければとは思っております。議会に対して隠蔽するとか隠し事をするとか、そういうことは私もこれまでのいろいろな経験の中から自分の中ではできるだけ議会には早く細かく説明をして、このように議会の中でもめないようにしっかりとスムーズに議会運営がなされるようにとしてこの3年半やってきたつもりでございますので、私の対応が齋藤議員には隠蔽体質に見えたのでしたら今も指摘はされておりますけれども、自分なりに言われたときには反省はします。反省といいますか振り返りますが、言われていることとちょっと違うなと思うことが多々ありますので、その辺は私も真摯に受け止めて、私は人の話はよく聞くと思っておりますので、しっかりと意見はお伺いをして、そして反省した上で前に進んでいければとは思っております。

議長（菊地康彦君）ただいまお二人のほうに申し上げたいと思います。

この議場に関しては冷静な発言、そして議員その他の関係者の正常な感情を反発するような言葉として捉えられるような可能性も出ております。考えられますので、発言にあっては誤解を招かないように注意していただきたいと思います。

---

議長（菊地康彦君）ここで暫時休憩とさせていただきます。再開は14時20分といたします。

午後2時11分 休憩

---

午後2時20分 再開

議長（菊地康彦君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。私は先ほどいろいろな初動対応の対処能力が不足が露呈しているということをどういう原因があるんですか。どういう要因があるんですかということを確認した上で、しかし、そういうものがあるにもかかわらず町長は説明の機会があるにもかかわらずそういうことは一切言わないわけです。おかしいでしょうということを持たず素直に時系列的に申し上げているわけです。そういう部分というのは先ほど指摘したようなそういう部分に該当しますよねということも順々と申し上げているわけなんです。そういうことを理解してもらわないと自分がいたとかその場にいたとかいないとかという問題ではなく、現にそういうことがあるわけですからそういうことをちゃんと理解して議会対応なり町民対応してもらわないと困るのではないですかという、私先ほど来から申し上げているんですよ。もう一度、その辺の私の先ほど来から言っている習熟度の問題とか人事の問題とか説明の機会があったにもそういうことで何らそういうことを口にしていないというそういうことをどう捉えるんですかということをもう一度お願いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。全協で議会側にどこまで説明といいますか事細かくするべきなのか。その時点で若い職員といいますか新しい職員が数人いて、そういう方たちがこういう対応を取ったどうのこうのとそういうことを全協の中で時系列でその日、朝こういうことがあった時点からずっと流れがありますというのを、私としては別に説明しなくてもちゃんと議会側で理解をしてくれる、してくれているとその中身を職員が動いたど

うのこうではありませんよ。ですから、自分の中では隠すとかそういうのではなく、対応についてはある程度の一定の理解を得られると別にそこにおいて何か問題があって、誰かがけがをしたとかそういうことでもありませんし、こちらとしては人事についてはいろいろな見方があると思いますが、今後の将来に向けてそういう若い方たちを教育して育てていくということも含めて考えて、人事などもしたつもりでございますので、その人事について全協などで機会があったのにそういうことを言わないとかとそういうことではなく、隠したつもりは一切ございません。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。何か問題の捉え方、対応の仕方が全然共通理解になっていなくて、極めて残念でございます。個人の問題がどうのこうののではなく、組織としてそういう問題が現にあるわけですから、そこを全協に、議会に言うべきか言わないべきか、そんな問題ではないでしょうかとついついオクターブが高くなりがちなんです。そういう姿勢がとても理解しがたい。だから、別に隠したわけではないとか何とかとそうつながるわけです。私言っていますよ。今回は空振りに終わったということ自体はそれはそれでいいんです。けれども、実態面で実際来たら30分間に避難広報しなかったなどといったら大事なんですよという、その認識が全然欠落されているわけ。しかるべきタイミングでしかるべきことを言わない。それで平然としている。それは問題でしょう。不適切な対応の極みですよ。大きな失態ですよ、これ。そういう態度ではもう一度お願いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。私といたしましては、タイムリーに齋藤議員が言うように議会には報告しているつもりでありますので、先ほど来言われているように、そこでおかしいと思うようなことがあったときにはそのように指摘していただいて、先ほど来も言いましたように、私も人の話を聞かないわけではありませんので、しっかりと皆さんの意見を聞きながら悪いところは直し、そしていいところを伸ばして職員の今後のいろいろと勉強にもつながるようにやっているつもりでございますので、今齋藤議員は自分で気がついたところを私に対して言ってくれたわけですから、私はそれをまるきり無視するつもりはありません。そういうふうに見える方もいるし、そう思う方もいるんですから、その辺は真摯に受け止めて今後の対応に対して生かしていきたいと思っております。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。町長にはタイムリーな説明責任があるということを前提に私言っているんですから、これまでもいろいろな場面で指摘してもらえば。指摘される前にアンテナを高くしてというのはこれからも次の場面で触れますけれども、そういうことです。時間の関係もありますからいつまでたってもこういう話では困りますので、そのことだけは強く指摘しておきます。これはいずれ大きな責任問題になりかねないそういう対応だということを併せて指摘しておきます。

細目5、町長に求められる危機管理のほうでございますけれども、細目5の関係は答弁漏れがございますので、危機管理の要諦とカリスク管理とかそういうことを踏まえて、捉えてと言ったにもかかわらずそういう答弁になっておりません。時間の関係もありますので、そのことだけを指摘しておきますけれども、具体の再質問いたします。さきの遠地津波に伴う津波警報、そしてクマの出没など、組織にとっての危機的状況というのはいつ発生するか分かりません。そのためには、危機が訪れたときにどのように対処すればよいのかを的確かつ迅速に判断して行動できる能力、すなわち危機管理能力を高めることが肝要でございます。町長就任以降、危機管理能力の向上に向け何をよりどころ

にされて防災危機管理に取り組んでおられるのか確認いたします。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。まずは、一番最初に私は自分の経験です。大震災の自分の経験、あとはそれ以外にその後、各地区で各大災害がいろいろ起きていますので、そういうところでの対応だったりそういう部分、それからいろいろなマニュアルなり何なりというのをできるだけ目を通すようにして、状況の中でマニュアルどおりにいかない場合の対応とかそういうところもよくあるんですが、決めた一定のまずはマニュアルに沿って行動をする。その中でそのときそのときに合わせた臨機応変な対応も必要なのかな。震災のときのマニュアルどおりにいかなかった部分などもいろいろな方から聞いている部分もありますので、自分としてはしっかりと意識を持っていろいろと普段からやっているつもりではおります。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。答弁の中に入っていませんでしたけれども、消防庁では市町村長による危機管理の要諦という非常にコンパクトな使い勝手のいいハンドブックをそれぞれお配りしているはずでございますので、ぜひそういうものなども参考にさせていただければと思います。その上で、トップが危機管理意識を持たなければ職員が危機管理意識を持つことはないと言われます。しかるべきトップの危機意識が職員と組織の危機意識を醸成することになります。ボトムアップよろしく下から情報が上がってくるだけではちが明かず、普段からトップが危機管理意識のある姿勢を示すことで組織全体の危機管理意識が高まることになります。まだトップが要所要所であればこれはどうなっているということをこの確認、適度な進行管理による刺激がなければそれこそ緊張感に欠けた漫然とした業務遂行になりがちだと言われております。そういうことでは、いざ緊急事態に危機管理意識のある体制など望むべくないことは明白でございます。その辺の関係をお分りだと思いますけれども、どのように理解されているのか改めてお伺いいたします。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。今年になってからの人事とかも先ほどから指摘をいただいております。今年度になって山林火災の防御訓練だったり、早い段階からそういう危機管理に関してのいろいろなものが続いておりましたが、先ほど齋藤議員がおっしゃったのはそのとおりだと私は思います。ですので、指示をただけではなくその確認というものも私もしなければなりませんし、各管理職なり何なりもやらなければいけない。危機管理に関してはある一定の期間で打合せ等々やっております。ただ、今回ご指摘されたように、多少のそういう指摘を受けるような場面もありましたので、今後もさらにその辺は回数を重ねてきちっとただ指示をするだけではなく、その確認作業も含めて責任者として対応するように努めていきたいと思っております。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。町のトップには適切な危機管理が求められる中で、私が危惧するのは先ほどもちらっと自らの口から出たように、町長の思い込みの強い性格でございます。これまでも町長は思い込みの強い予算化で物議をかもしましたので、危機管理面で同じことを繰り返さないことを願っておるわけでございます。思い込みの強い性格の方は正常化のバイアス、正常化の偏見という心理的な傾向に陥りやすい。そして、過小評価なり軽視につながることから危機管理面では要注意であると指摘されていることをご存じでしょうか。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。今言われて、私は実は存じておりませんでした。ただ、自分として人の話を聞かないとかそういうことではありません。先ほど来何回も言っています

が、人の話だけを聞いて自分で決断をしないというところでもありませんので、これまで同様、真摯に人の意見は聞き、そして自分なりの判断をし、適材適所で判断をし、そして職員と意思疎通をしながら、そして議会の方たちにもご理解をいただけるような説明を尽くしながらこれまで同様進めていければと思っております。今回のようにこれは人に頼っているとか開き直っているわけではありませんので、何回も言っているように、私は聞く耳は持っていると思っておりますので、何かお気づきの点があれば人間100パーセントの人間はいないと私は思っているのです、ましてや自分はそこまで立派な人間ではありませんので、ご指摘は素直に受けたいと思っておりますので、気がつくことがあればご指摘いただければと思っております。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。初めてだということなので、もう少し例えを分かりやすくするために、私がクマ出沒の啓発を求めた際の町長答弁を引き合いに出しますけれども、危機感をあまり過ぎるのもよくない、安全側に配慮しない答弁というのはまさに正常化の偏見であります。ですから、直接的に揺れを感じない津波警報という危機事態に直面しながら、正常化の偏見に陥ると誰しもが大したことにはならないに違いない、自分は大丈夫だろうと危険なり脅威を過小評価、軽視してしまう。そこには危機が拡大することになるということをございます。先ほど町長も自らの体験もちらっと述べておりましたけれども、あのとき町長は大震災時に地区民からの避難呼びかけを素直に聞き入れなかったのではないのでしょうか。逃げ遅れ、大変悲哀な実体験をされておるわけでございますして、私の指摘が人一倍分かるはずだと思うんですが、改めて確認をいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。過去のことを私にとやかく言うつもりはないんですが、あのとき逃げ遅れたというのは、まず防災無線一切聞こえてきませんでした。駅に止まっていたタクシーの方たちが、たしか私の記憶だとタクシーに駅員さんも乗って避難をしていった気がします。そのときに、橋元さん先に逃げるからねと言って避難していきました。私はなぜ避難していつているのかよくそのとき分かりませんでした。大津波警報が出ているということすら知りませんでした。停電になってついていたラジオが切れしました。情報源がなくなりました。外に出ても防災無線は聞こえてきませんでした。聞こえてきたのは沿岸部から消防団が、後にこれは知ったことですが、消防団の方が津波警報が出ているので避難してくださいというのを消防のポンプ車のマイクで何か沿岸部のほうを広報したと聞きました。それが沿岸部のほうから小さな音で聞こえてきましたので、確かに音の小ささで今回の津波注意報のように津波、そんな大きい津波ではなく津波の何かがあったんだろうなど、地震がありましたので。ただ、防災無線、本当の沿岸部だけに放送したのかなと勝手に勘違いをした部分がありました。それで、私は店に残ってしまった、家族みんな。そういう部分もありました。ですから、決して甘く見て避難しなかったとかそういうことではなく、後にいろいろ聞いてみんなは車のラジオで聞こえてきたり、当時はちょうど携帯電話がテレビ受信できる携帯電話が出たばかりの時期だったので、そういう携帯を持っている方も少なく、そういうのを持っている方は何かそれで見たということも聞きました。一晩津波の中で過ごしたわけですがけれども、濡れた方もその当時、防水の携帯も出たばかりで私の携帯は防水になっていませんでしたので、ポケットに入れていて濡れてしまったので電話も通じなくなってしまいましたし、そういういろいろなことがあって私なりにそういう経験をしましたので、ただ、そのときに

私はどんなことがあったにしても当時そこに携わった職員なり担当した人たちは初めてのことなただけけれども、必死にそれなりに対応したんだろうとそう私は解釈をすることになりました。誰もが無意識で甘く見て対応していろいろなことが起きたわけではなく、それぞれがそれなりの対応をしたただけけれども、結果としてこういうことになってしまったんだと私は思うことにしていましたので、そのとき、対応に当たった方たちを責める気もないですし、どうのということも私はする気はありません。ただ、1つだけ理解いただきたいのは甘く見たわけではなくそういう防災に関する、私の知識も大津波警報というのが6メートル以上の津波だということすら知りませんでしたので、当時は。警報が何メートルで注意報が何メートルというのは町に関わるようになって知ったことであって、その当時は何も知りませんでしたので、そういうことも含めてそういうことになってしまったというのはご理解いただければと思います。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。町長のお住まいの近隣の方で防災無線が聞こえたという方もおりますし、先ほど言ったように、町長に直接逃げろ、何しているんだという声をかけたという人もおります。るる適切な危機管理を求めて申し上げてきましたが、よく言われることに、失敗は成功の元、それから失敗から学ぶ危機管理がございます。同じ轍を踏まないためにも、そして防災危機管理体制を再構築する上でも、遠地津波対応をめぐる顕在化した原因というものを徹底的に分析した上で明らかにし、改善につなげるべきであります。ここはぜひ速やかに反省と教訓を検証し、公表する。そして、次の備えに生かす方策を講じることが肝要だと思います。1回目の答弁にも今後に向けて一定の対応をするとありましたが、改めて今指摘した一連の対応の全体総括に取り組まれるということの決意のほどをお伺いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。先ほど言いましたように、今回も職員なり私、最終的には最高責任者である全てにおいて落ち度があれば私の責任となりますが、今回の検証をまずは真摯に受け止めて、今後しっかりと対応できるような体制づくりに努めていきたいと思っております。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。大綱2に入ります。細目1に関しては冒頭でも触れたように模範解答がございましたけれども、私の問題意識はさきの6月定例会での残念な答弁もありますし、その後の7月の全員協議会での事実もございます。それは、議会对応等控えた当日、町のトップがあらうことか新聞に目を通さず議会に出席され、連日報じられているクマ出没対策として環境省でクマ緊急銃猟の指針を公表したことが報じられていることを同僚議員から指摘されて、町長は新聞見ていないと答弁ではございました。市町村長の日課は例外なく朝は自宅で新聞、テレビから最新のニュース、地域の課題に関する情報を収集している中で、町長は出勤前に新聞に目を通す習慣がないのか改めて確認します。

町長（橋元伸一君）はい、議長。うちでは某地方新聞を取っておりますので、できるだけ朝には目を通してくるようにはしております。ましてや県内版は特にどういったことがあったのかということは目を通すようにはしております。役場に来て、時間があれば役場で取っているそれ以外のそれぞれの新聞にも目を通す。全国版とかありますので、そういうふうにはしておりますが、毎日必ずできるとは言い切れませんので、何らかのいろいろな事情があって朝たまたま目を通さないとかそういうこともあります。365日必ず朝目を通すということではありませんので、たまたまクマに関する全協のときに聞かれた

ときに今朝の新聞見ていないんですかと。たまたまその日は朝の新聞を目を通しておりませんでしたので、素直にそのようにお答えしたということでございます。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。大分私も安堵しました。役場は地域最大のシンクタンクでございます。そのトップの役割は、言うまでもなく情報収集力と発信、活用力であり、タイムリーな説明責任でございます。それにもかかわらず、町長自ら内外の様々な動きを積極的に収集把握をせずに、議会に対しタイムリーな説明報告を怠っているということ棚に上げて、私の指摘に対してるため込まずにその都度指摘してもらえれば助かるという趣旨のことを言われておりますけれども、何回も言うように、町長は説明責任があるわけですからそういうものに照らして相応の答弁対応をしてもらわないと困るなという思いでございます。ましてや今日議会あるという日に新聞見ないというのは解せないところがございます。いずれ、市町村長に求められる5つの資質の中に情報収集能力がでございます。それはトップの資質と責任に関わることであるということが言われておりますけれども、そういう認識自覚のほどいかがでしょうか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。今全協あるときに新聞見てこないとかということも言われました。新聞をたまたま見てなくて、そのことを指摘されれば365日必ず新聞見なければならぬんだなとは思いますが、先ほども言いましたように、絶対というのはなかなか新聞を見てこないのが悪いのか悪くないのかという判断もありますし、その点については自分の中では決して自分は悪いことをしたとは思っておりませんので、これまで同様の対応でまずこの件に関してはいきたいとは思っております。議会に対する説明責任もですが、先ほど来ずっと私、今日に限らずですがいろいろ言ってきていますが、これまでの経験も踏まえながら議会にはきちっと説明を尽くして、そして議会をスムーズに運営できるようにということで取り組んでいるつもりでございます。ただ、私の説明の在り方が個々によっては足りないと思う方もいるし、このぐらいいちやんとしていると捉えてくれる方もいますし、いろいろですので、だから私は気がつくことがあったら言ってくださいということをお願いをしているのでありますので、100人が100人とも同じ目線の中で同じレベルの中で物を判断しているわけではないと思いますので、その凸凹の中で私に足りないものがあると思った方は、言っただけであれば先ほど来言っているように真摯に受け止めて、その辺は自分の中で改善できる部分は改善、自分なりにそういう部分ではそういう対応をしていきたいという話をしているところでございますので、先ほどから私同じことばかり何回もさっきからこの時間の中で繰り返しお伝えをしていますので、その辺はご理解いただければと思います。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。町長は誰もが安心して暮らせるまちづくりを掲げておりますけれども、クマ出没対応をめぐって見えてくるのは、あらゆる手段を講じて町民の安全安心な暮らしを守ろうとするそうした気概というのが感じられないなということでございます。クマ出没直後に地域限定の防災無線広報がたしか5日間、この4か月間に町広報での啓発は全くなし。今月初めに思い出したかのようにクマ警報の継続案内の各戸配布があったに過ぎず、それこそ危機管理意識の欠如した対応を平然と続けています。5月のクマ出没の際にはあたかもクマに出没範囲を確認したかのように、坂元地区限定で防災無線を流しました。そうした対応というのは空き巣が入った地区に限定して注意喚起するごとくでございます。山下地区には多くの人でにぎわう深山少年の森が控えているのを忘れてはいけないと思います。決してその場しのぎの啓発にとどまることなく、町

全体を対象とした啓発に努めなければ、それこそ片手落ちということになり、先ほどから言っているような責任問題にもなりかねません。一連の対応はどう見ても業務の進化管理、全体統括がなされているとは思えず、繰り返すようでございますが、トップの資質と責任に関わる事案であることを自覚されているのか確認をいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。クマに関しては、山元町に限らずそちこち、仙台などでもこれまでにないぐらい出没しております。これは住民にとっては危機的なものですので、命に関わることもございますので、その辺に関してはしっかりと私なりには思いがあると思っていますところでもあります。ただ、今言ったように、住民に対する啓発の仕方が齋藤議員の目からは一定していない、足りないのではないかというご意見もいただいておりますので、その辺もしっかりと、それは全協の中でそういうご意見もいただいたりもしておりますけれども、今後もその点についてはしっかりとこちらで判断をしながら対応はしていきたいと思っております。これまでと違って、いろいろな環境が変わってきてそういうこれまでになかったことが起きたりもしていますので、そこはしっかりと住民に意識してもらえるように、今回の津波警報もですが、私として一つすごく勉強になったといえますかよかったなと思った点は、毎年防災訓練やっているんですが、今回何もなくてよかったということなんですが、本番になったときに多くの方がちゃんと意識して避難をしていただいた。これについてはみなさんの防災意識というのはすごく住民の方の防災意識が強いというのは理解できましたので、その部分では安心したところもあります。ですから、町として今後安全安心に関わる部分についてはより注視しながら広報にも気をつけてその辺、やっていければと思っておりますので決して軽視はしていない。住民を守るためにできるだけのことはするという意識でいるとご理解いただければと思っております。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。ぜひそうした認識で、スムーズなといいますか分かりやすい対応をしてもらえばそれでいいんです。先ほど指摘したのが事実なんです。そういうことでよろしいんですかということ私言っているわけですから、私の後ろのほうからは何かクマなんかどこにも出ていないなんて言っていますけれども、私が具体例を挙げるまでもなく、連日のようにクマ出没のニュースが流れていますよね。今朝も福島浜通りで生息していないとされるクマの初捕獲が報じられています。決して他人事ではないんです。町内でもクマ出没が写真に収められた久保間地区では子供を外に出すことが不安だという声が聞こえております。本町としても明日は我が身でありながら、内外の事案を他山の石とする姿勢が感じられません。折しも、今月からクマとの危険鳥獣対策として先ほど触れた緊急銃猟制度、これがスタートしたほか、クマ警報が今月末まで延長されたにもかかわらず、今議会の町長説明に一切触れられていないんです。やっていると言ってもこういうことなんです。私指摘するように先ほど来から私なりにみたいなことでおっしゃっているけれども、これではあまりにも危機意識の欠如した対応に終始しているということの証左ではないですか。町長に求められるのは転ばぬ先の杖、これを旨とした町民や議会との情報なり問題意識の共有、整合性と一貫性のある危機管理、そしてリスク管理に努めることではないのか改めて認識をお伺いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。危機管理に対する私の考え方というのを先ほどから何回も同じことを繰り返してお話しさせていただいておりますので、とにかく危機に関してクマでも今回の津波においてもですけれども、住民のとにかく生命、財産、特に命を守ることに対してはしっかりと今後も対応していきたいと考えております。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。くどいようでございますけれども、トップである町長は先ほど指摘した正常化の偏見に陥らないようなそういう努力をしてもらわなければ、いざ緊急事態時に初動対応なり避難の遅れの原因となる場合があることを改めて指摘しておきます。その上で、ここは空振りには許されるが見逃し、不作為は許されないとする危機管理の要諦を踏まえ、クマによる人的被害の未然防止に向け遅きに失した今月からの警報発令内容の各戸配布、これを除いて防災無線なりパトロールによる定期的な啓発、そして町広報による啓発、これを速やかに行うべきでございます。改めて認識をお伺いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。今後、適切に対応していきたいと思っております。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは細目2に入ります。6月定例会でクマの出没事案について改めて議会への詳細な報告を求めたのに対して、議会と執行部の信頼関係がなければ物事は進まないののでどこまで報告連絡説明することなのか、もう一度しっかり見直しをして議会に対して説明責任を果たしていけるようにしたいと答弁がありました。その後、具体的にどのような見直しをされたのか確認いたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。見直しといいますかこちらの判断ですよね。結局、議会に対してここまでは報告するべきだ、ここはまだはっきりしていないので今の時点では報告しないとか、そういうこちらの判断だと思いますので、そういう部分はこれまでもしっかりとしてきたつもりですけれども、先ほども言いましたように、それぞれで受け止め方が違ったりしていることもあると思います。そういう中においても、こちらとしてはしっかりとこれまで同様、議会には説明をして、議会通らなければ全てのことは進みませんので、私としては議会と対立するなどということは一切望んでおりませんので、先ほど来何回も言っているように、議会はスムーズに進められるようにしっかりと細かく細部にわたってそれぞれ説明責任を果たしているつもりでおりますが、今言ったように細部にとかいろいろ言うとそこの部分を今度切り取っていろいろと言われる部分もありますので、言葉には気をつけなきゃいけないのかなとは思いますが、私としてはそういうつもりでいる。ただ、それを先ほど来言うようにそれぞれどう受け取ってくれるかだと思いますので、何回も言っているようだけれども、自分の思いと違うという部分で気がつくことがあればそのようなことをご意見いただければと思います。こちらとしてはしっかりと今後とも説明責任を果たしながらご理解をいただけるように進めていければと考えております。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。そういう町長の重い決意表明はこれまでもたびたびあるわけです。先ほど来からクマの問題にしても何でも実行が伴わないから申し上げている。何をどこまで、6月も指摘していますよね。他の出来事、全国の出来事を本町に置き換えてどうなのかなと考えれば何も難しい話ではないでしょうということを行っているはずで。迷う必要ないんです。ですから、その都度それなりに、要するに善処しますという答弁約束を再三頂戴しているんです。残念ながら実行がそこには伴っていない。そこから見えてくるのが学習しない姿勢を棚に上げた言行不一致ということになるんです。町政を担う自覚なり責任責務、これを忘れてもらっては困るということでございます。それこそ、危機管理能力の低い人の特徴は観察力に欠けている。情報や経験が不足している。学習意欲、学習力がなく人任せと言われております。残念ながら、現状のままでは町長のこれまで指摘してきた危機管理意識、情報感度、そして説明責任には残念ながら

及第点はつけられないというそんな思いでございます。県内地方紙が日曜日の県内版に掲載する手腕点検、宮城の市町村長と題する記事、ご案内ですよ。時折その記事で目につく言葉として某首長にはビジョンが見えない、ビジョンがないとの地元関係者からの指摘でございます。昨日、同僚議員からせつかく今後に向けた夢を語るよう水を向けられたにもかかわらず、どうしたことか、町長は語らずじまいでした。いずれ、町長もこの手腕点検で取り上げられる機会があるかと思えますけれども、少なくともこれまでずっと今日指摘してきたように、危機意識が欠如しているとかビジョンが見えない、何を考え何をしようとしているのか皆目見当つかないとそういうたぐいの紹介記事が掲載されないことを願って私の一般質問といたします。

議長（菊地康彦君）10番齋藤俊夫君の質問を終わります。

---

議長（菊地康彦君）以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

次の会議は明後日、9月12日金曜日午前10時開議であります。

お疲れさまでした。

午後3時01分 散 会

---